# フランス「連帯」概念の憲法上の位置付け ——RMI 制度を素材とする一考察——

## 塚 林 美弥子

序

- 第1章 RMI制度の背景
  - 第1節 「新しい貧困」と「社会的排除」
  - 第2節 社会的紐帯の弱体化
- 第2章 「連帯」概念の法理論上の位置付け
  - 第1節 レオン・ブルジョワの「連帯主義」
    - (1)「自然的連帯」と「社会的連帯」
    - (2)「社会的負債」
    - (3)「準契約」
  - 第2節 「連帯」の法制化
  - 第3節 第二次世界大戦後における「連帯」の憲法規範化
- 第3章 RMI制度の考察
  - 第1節 RMI 制度の最低所得保障について
    - (1) 伝統的扶助原理の克服
    - (2) 憲法上の「droits-créances」の表現としての RMI 法
  - 第2節 RMI制度の「参入」政策について
    - (1)概要
    - (2)「参入」政策の争点
    - (3)「社会的または職業的参入」の意味
  - 第3節 RMI制度における「連帯」—「新たな連帯」へ—
    - (1) レオン・ブルジョワの「連帯主義」の「限界」
    - (2) RMI 制度における「新たな連帯 |

結

序

本稿の目的は、フランス社会保護の原理的指針としての役割を果たす「連帯(solidarité)」概念をフランスで初めての一般的な最低所得保障である RMI 制度(参入最低限所得:Revenu minimum d'insertion)を素材として分析することである。

1980年代以降にフランスで深刻化した貧困、失業問題は、従来とは全く様相の異なる現象として認識されていく。これは一方では長期失業者の大量発生という「規模」の面で、そして他方では経済状況の変化、国境の開放、国際競争の激化と、弾力化(flexibilisation)、不安定化する労働の変容、摩擦的でなくなり構造化していく失業という「性質」の面で、つまり量的にも質的にも根本的に「新しい」問題であり、この「新しい」問題の「発見」を通じて「社会的機能不全と福祉国家の無力さ」が露呈されることとなる。このような問題の打開策としてかつてフランスではRMI制度が存在していた。RMI制度における従来の政策との断絶性は、これまで「労働の代償としての権利」とされていた社会扶助の権利を無条件に保障した点にあり、労働することができる者であっても一定の所得基準に満たない者であれば誰でも手当が支給されたのである。

ところで、RMI 制度をこのように叙述するとすれば本制度は単なる社会保障政策に関わるひとつの実定法のあり方の問題に過ぎないのであって、憲法とは無関係ではないかとも考えられるかもしれない。しかし、実は RMI 制度は新たに定位された「連帯」概念を媒介とし、フランス現行憲法でその規範性が認められている1946年第四共和制憲法前文第11項で規定される共同体から「相当な生存手段」を獲得する権利を保障する法的発現として提示されたものである。つまり1946年憲法前文第11項に対し、フランス社会保護政

策に関していわば法的に息を吹き込む「連帯」概念によって RMI 制度は規範的に正統化され、そしてまた実際の法制度として実行に移されることが可能となっているのである。このように、RMI 制度の背景には憲法問題が伏在している。しかし、フランス憲法における「連帯」は、実は確固たる内容がもともと存在したわけではなく、各時代に応じてそのあり方が変容してきた。フランス産業革命後の19世紀に生じた労働者の貧窮化、住宅の環境悪化等の問題はその当時の「連帯」概念を頼りにして克服が試みられた。これらの問題が「連帯」をいわば梯子にして、個人的な問題として私的、道徳的に解決されるのではなく、法の領域で解決され得る問題であると考えられるようになり、実際に現在のフランス社会保護政策の基盤ともいえる様々な社会立法改革が19世紀から20世紀の世紀転換期に推進された。RMI 制度もまた1980年代以降に登場した新たな社会問題・貧困問題に対応するために、中身の組み替えられた「連帯」概念に支えられた法的仕組みとして誕生したのである。

本稿はこの RMI 制度を検討の対象とし、以下の3つの視点から考察する構成をとる。第一に社会保護領域における「連帯」概念を分析するために、社会保護を語る際に欠くことのできない貧困問題、つまり RMI 制度を要請した1970年代から80年代にかけての社会的な問題状況について言及する。そしてこのような問題に抗する施策を創出し実行に移す際、「連帯」概念がその正統化根拠とされた点について述べる。第二に法の領域における「連帯」概念の考察をする。その際に当概念が法と政治の場に初めて持ち込まれた第三共和制期と、憲法上の価値を承認される1946年第四共和制憲法制定期、そして裁判規範性を獲得する第五共和制期に時期区分を設定し、「連帯」の法概念化の変容を跡付けることとする。最後に、RMI 制度を「連帯」概念の観点から分析する。RMI 制度がいかなる点で従来の諸制度と断絶しているのか、そしてそのような原理的な政策転換をなす際に当該制度の立案者たちが依拠した「連帯」がいかなる内実であったかを、可能な限り明らかにして

いく。

## 第1章 RMI 制度の背景

第1節 「新しい貧困」と「社会的排除」

RMI 制度を準備したフランスの「新しい貧困」が「発見」され始めたの は、フランス社会が経済危機の余波を感取し始めた1970年代後半であった。 1973年の経済危機(オイルショック)は第二次世界大戦後(以下、第二次世 界大戦を境に戦後とする) 未曽有の経済成長を遂げたフランス「栄光の30年 (Trente Glorieuses) | に冷水を浴びせ、経済への過信に終止符が打たれる。 「栄光の30年」下の経済的拡大、完全雇用の実現、購買力の増大が覆い隠し 続けていた貧困の存在、そして失業者の膨大な数がこの頃から指摘、問題視 され始め、ここで明らかになった問題は財政悪化のみに還元することので きない、従来の貧困現象とは異なった「社会的排除 (exclusion sociale)」 や「新しい貧困 (nouveaux pauvres)」として語られていく。当時問題視さ れた「貧困」の「新しさ」は、具体的には稼働年齢層の貧困であり、不安定 雇用における失業者や労働者の貧困を指した。 戦後構築されたフランス社会 保護システムにおいて、失業とは思いがけない、過渡的な事態として把握さ れ、拠出制の社会保険によって失業者の一時的な収入不足を緩和することで 失業というリスクは乗り切れるものと理解されていた。これに対し、貧困と いう現象は特定の階層に限定され、社会扶助給付等の福祉援助を受けて生活 するものとして認識されており、とりわけ70年代初頭は「社会的不適応者 (inadapté sociale)」の問題として指摘されていた。当時の社会福祉局長の ルノワールはその著書のなかで経済的な貧困のみならず、学校離脱者や犯罪 者、薬物中毒者などを「社会的不適応者」として挙げ、経済繁栄のただ中に おいて、そこには包摂されない「排除された人々(exclus)」が恒常的に生 み出されていることを指摘した。

しかしながら経済危機を契機として「混在することは不可能であった」とされる失業と貧困とが結びつき、「社会的不適応者」に代わって失業への不安が人々の大きな関心事となっていく。80年代以降失業者数の増大は顕著となり、またこの時期に急激に進展した雇用形態の多様化により、失業保険の受給期間を過ぎてもなお職に就けない失業者、短期雇用による「一時雇用終了」に伴い失職し、職業経験と就労期間の欠如のために失業保険の権利を享受できない、あるいは費消しきってしまった「補償なき失業者(chômage non-indemnisé)」が続出する。このような無補償失業状態は疾病保険の未加入、そして家賃滞納・住居からの強制退去等、あらゆる生活領域での不安定化が合併したものとして、社会問題化した。こうして「『福祉国家』の土台である完全雇用制」が崩れ始め、「栄光の30年」の間に雇用確保を前提とする社会保護制度によって種々のリスクからの保護を受けていた者にまでこの不安は及び、80年代の深刻な失業問題はフランス社会全体に動揺をもたら

80年代における以上のような状況、つまり大量失業、失業の性格の変質という問題と、これに伴う「社会的紐帯の危機」の問題は、「不安定さ(précarité)」や「新しい貧困」という言葉で形容され、メディアや政治の場で頻繁に取り上げられるようになった。コンセイユ・デタ(Conseil d'État)の評定官であったオーエックス(Gabriel Oheix)を長とする作業委員会が1981年に発表した報告書『不安定と貧困に抗して:60の提案(Contre la précarité et la pauvreté. 60 propositions)』(通称オーエックス・レポート:Rapport Oheix)は、「新しい貧困」について言及した政府関連文書の一つである。同レポートによれば、従来型の伝統的な貧困は社会の周縁部分に取り残され、何世代にも渡って形成・再生された、社会的に排除された人々、そして扶助を受給し続けてきた人々に関わる現象であったのに対し、「新しい貧困」は「安定的形態で正規に就労してきた労働者・被用者」の直面する問題となっている。「社会的排除」はこの「不安定さ」、「新しい

した。

貧困」の概念とセットとされ、再度表舞台に登場する。従来の雇用形態や家族形態に包摂されない人々が社会的に広がっていることを受け、この時期の「社会的排除」は周縁化された特定階層の「社会的不適応者」の問題ではなく、現代社会の各層に広がる「不安定な」状況一般を指し示す広い概念と捉えられるようになった。

#### 第2節 社会的紐帯の弱体化

以上の状況は、失業補償制度や職業紹介の諸措置の拡充といった単なるシ ステム上の皮相的修繕で対応される問題にとどまるものではなかった。雇用 の危機は家族の孤立化を招き、また労働者層の連帯のネットワークを弱体化 させるいわゆる「社会的紐帯の弱体化(fragilité des liens sociaux)」とい う事態をも伴うものであった。社会学者のポーガム(Serge Paugam)によ れば、戦後確固とした基盤を有していた家族形態は1972年から1985年にかけ て動揺し、結婚率の低下、離婚の増加が顕著となった。同時にひとり親の増 大と、なかでも母子世帯の親子の物質的な貧困と、地域や雇用とのネットワ ークの脆弱化に伴う社会的な孤立が深刻化する。さらにポーガムは続けて労 働者階級間の連帯の弱体化を指摘する。完全雇用が実現していた時代は、若 者たちは同一の工場や職場に帰属することを通じて社会に適応し、そして自 らの価値観や理想を形成してきたし、時には労働組合や政治的な闘争にも参 加して同一の権利要求、将来を他の構成員と共有することで労働者としての 意識を形成、統合してきた。しかしながら、不安定雇用の増加により失職し た労働者たちは職のみならず給与を得て生活を営むという一種の社会的な正 当性をも喪失し、さらには就労後の仲間同士での交流などの社会的人間関係 (sociabilité) をも奪取されることとなった。産業構造の転換に由来するこ のような「社会的紐帯の弛緩(relâchement des liens sociaux)」によって 労働者層は分裂し、労働運動や労働者のコミュニティは解体されていった。 これは「新しい貧困」の過程であると同時に、またその結果でもあった。

このように「新しい貧困」は「これまで『普通』とみなされた人々」、つまりかつて労働市場に参加し、良好な社会的ネットワークを享受していた労働者や、学校や家族等周囲との紐帯を有していた「最も統合された層」の人々を不安定な状態に至らせた。このような人々は社会的基盤を喪失し、賃金社会による標準的な社会化から締め出され、その結果社会的保護を奪取され貧困へと至った。「新しい貧困」とはそのような貧困者の増大という問題であった。したがって80年代にフランス社会の大きな関心事となった失業はかつての労働の一時的、偶発的な喪失という問題から、次第に労働市場との関係から遠ざかる過程(processus)に由来する状態(état)の問題として認識され始める。

以上のような社会的分裂の過程、「新しい貧困」という問題に直面するも、伝統的な戦後フランス社会保護システムはこれに抗する効果的な役割を果たすことはできなかった。むしろシステムそれ自体が、保護を享受できる者を一定程度に制限しており、またその複雑な手続きなどから多くの失業者や貧困者を保護しておらず、「社会的排除」のメカニズムを強化しているとして非難されたのである。社会保護システムのみならず、働く場や学校など「社会化」の役割を果たしてきた装置は機能不全に陥っていく。完全雇用制の崩壊とこれに伴う貧困と失業の新しい形態の出現、家族内外の社会的ネットワークの喪失といった多元的、複合的な問題は、フランス社会保護システムにこれまでとは異なる原理的な転換を迫ることとなる。

## 第2章 「連帯」概念の法理論上の位置付け

RMI 制度は20世紀末のフランスが直面した従来とは様相を異にする事態を原理的に乗り越えようとするものであった。本制度による、技術的な弥縫策にとどまらない社会保護政策の根本的な改革を可能にしたのが「連帯」であった。「連帯」は弛緩した社会的紐帯に対する新たな国家的介入の様式を画定する正統化原理として援用されたのである。

「連帯」とはフランス社会保護システム構造の原理的な指針となっている概念である。「連帯」概念は社会的諸権利に普遍性を付与する規範的な基盤であり、社会保護領域における国家と個人、社会の構成員間の権利・義務関係の在り方を指し示し、社会立法の際の正統化根拠となっている。戦後フランス「福祉国家」もその思想基盤を「連帯」概念に求め、実際、戦後の社会保障制度の在り方を定めた1945年の「ラロック・プラン」は、「国民的連帯」の実現を制度構築の理念として掲げた。

本章ではRMI 制度との比較という観点に限定したうえで、「連帯」概念が法の領域に持ち込まれ、裁判規範としての価値を獲得していく過程を考察する。

#### 第1節 レオン・ブルジョワの「連帯主義」

「連帯」は概念としてはフランス史において「全く消滅することも、忘れ去られることもなく」存在していたが、同概念が法的領域で明確な輪郭が付与され「連帯原理にとって重要な契機(moment)」とされるのは第三共和制期である。19世紀末のフランスは産業革命による深刻な「社会問題」に直面しており、国家と個人による二元構造、中間団体を否認し国家が一元的に貧困問題に対処するという革命期の思想は、この頃から批判にさらされていた。フランス産業社会が生み出した国家観にも関わる問題に対し、理論的かつ実践的な解答を提示したのが、フランスの政治家でもあり法律家でもあるレオン・ブルジョワ(Léon Bourgeois, 1851-1925)であった。ブルジョワは個人でも国家でもない「社会的」領域における国家の権限と限界を画定することに成功し、社会的紐帯の崩壊と貧富の格差という問題、そして第三共和制の政治体制の在り方という問題に一定の解決をもたらし、同時代の改革立法と政策思想に多大な影響を及ぼしたのであった。

#### (1)「自然的連帯」と「社会的連帯」

労働争議の多発や産業発展による貧富の格差の拡大等、「社会問題」が顕

在化していた19世紀の末期、自由主義と社会主義は当時の二大思潮であった。ブルジョワの「連帯主義」はこの両者の調和を強く意識する。富の生産や配分に対する国家の介入を警戒し、また貧困は個人的な問題であり、貧者の救済は法的な問題ではなく私的な道徳的領域における「慈善」であるべきとする自由放任主義の信奉者たちの主張と、これとは反対に、私的所有は資本家の不正によって得られたものがほとんどであり、「社会問題」を政治的争点に据え、経済生活の現象への国家の介入を強く要求する社会主義者たちの主張とが対立していた。ブルジョワは両者の間にあるこの一見調停不可能な対立を乗り超えることを「連帯」の一つの課題として設定する。そしてそれは、ブルジョワによれば、科学と道徳との協同によって克服可能であるはずのものなのである。

ブルジョワは当時の自然科学によって明らかになった「自然的連帯 (solidarité naturelle)」の法則に出発点を置く。生物の世界では生体の各器 官や諸組織の相互依存によって有機体が構成されているだけでなく、生物 同士、そしてそれらの生物が置かれている環境との間にも「相互依存関係 (rapports de dépendance réciproque)」という一般法則が存在している。 そして人間社会も「この法則から免れることはない」。各人は自立した存在 でありながら「社会化」によってのみ自己を確立するという意味において、社会全体にとって「目的であり、かつ手段である」。社会の進歩(progrès)は個人の知的・身体的成長を通じてのみ実現され、他方で個人の自律の獲得 は、社会全体の進歩によってのみ可能となる。

しかし科学がその存在を証明した「自然的連帯」は不平等であり、社会に生きる人間の固有の目的(objet)である正義(justice)には無関心である。「自然は不正義(injuste)ではないが、没正義(ajuste)であり」、社会の基礎となるような社会規範、つまり権利や義務、さらにブルジョワが社会の道徳的紐帯を作り出す上で最重視する「正義」の観念を画定することはできない。そこで、「正義を実現するためには、人間が連帯の諸法則を観察し、そ

れを確認してから、正義に合致するようにそれらの結果を修正することに尽力すべき」であり、そのような「正義」が実現された「連帯」をブルジョワは「社会的連帯(solidarité sociale)」とする。生物学の知見を自然の連帯として参照しながら、そこには不在の「正義」を挙げ、「正義」の実現を人間社会に必須の目的として掲げる。また生物において考慮されない個人の意思の自由を尊重しながら、自由と連帯との両立を意識する。いかにして「正義」を実現するのか、いかにして「自然的連帯の科学的原理の上に道徳的・社会的連帯の実践原理を打ち立てることができるのか」という問いへの応答をブルジョワは試みている。

#### (2)「社会的負債」

社会に生きる人間の自然的事実としての「連帯」に従えば、個人は社会のうちに生まれ、そこからあらゆる知的・文化的・物質的資源を調達する必要があり、さらに各人の発展の段階は過去の人間の能力と活動の蓄積の上に成り立っている。したがってブルジョワによれば、社会に生きる人間は社会なしには生きていけず、当人が望むか否かにかかわらず「人は常に社会に対する負債者(débiteur)であり」、それこそが人の義務の根拠であり、自由の責任である。つまり人は過去から蓄積された資源を受け取り、成長して豊かになるにつれてそれを増大させる義務が生じる。人はこのような「社会的負債」を生まれながらに社会に対して負っており、この責任を引き受けることなく自らのために保持しようとしたとき、「正義」は侵害される。

しかしながら先行するすべての世代と同時代人に負債を負うとしても、実際問題として社会の個々人の「社会的負債」の範囲を具体的に画定することは不可能である。そこでブルジョワは以下のように論理を立てる。個人が社会に対して負う二重の義務に関し、「確かに契約者の事前の同意は実際には存在しない」。しかし、「社会は存在し、社会はそれを構成する人々の暗黙の受諾によって維持されているのだから」、かれらの間には「民法典が長らく準契約の名のもとで定義したものが存在する」。このようにブルジョワは

古くから存在する「準契約(quasi-contrat)」の概念を民法から政治哲学の 場へと転移し、この概念を梃子にして真の「社会的連帯」を導き出そうとす る。

(3)「準契約」

既存の社会に生まれその中で生きる個人が負う「社会的債務」は、社会構 成員の合意に基礎を持つものでなくてはならない。ブルジョワは「正義」は 個々人の意思に基づく「契約」からしか獲得できないとして、「準契約」概 念を参照することで、「自然的連帯」とは区別された「社会的連帯」に固有 の規範を導こうとする。「準契約」においては意思に基づく行為や文書ある いは言葉による明示が存在しない場合であっても、事実上の共同性が認めら れる場合には、つねに「社会共同体のメンバーであるすべての人々に、自分 以外のメンバーに対して共同体から義務が生じる」。 ブルジョワはこの関係 を現存する社会の在り方にも援用する。つまり、既存の社会から様々な「社 会的遺産(patrimoine social)」を獲得し、同時にこれを発展させ将来世代 に返済する義務を負う個々人の関係とは、「もしも平等で自由な条件のもと で交渉したとするならば、両者の間で前もって成立し得たはずの合意に関す る解釈であり、表現である」(強調原著者)と説明できる。「したがって、か れらの平等で自由な意思が与えたであろう同意(consentement)の推定こ そが権利の唯一の根拠となる | のであり、「準契約 | とはこのような社会に おける個人の権利・義務関係に対する「遡及的に合意される契約(contrat rétroactivement consenti)」を意味している。そしてこの遡及的、仮想的 合意たる「擬似契約」に基づく「協同社会(association)」における交換 の在り方として、「交換されるサービスの公平な評価、すなわち利益と負担 の、社会法の合法的な対象である社会的な資産と債務の公平な分配」でなけ ればならないとする。彼はこのような公平性の実現された社会を理想とし、 ここで実現した「等価性(équivalence)」こそが「正義」であるとした。「準 契約」という概念を媒介することにより「社会的負債」が社会における個々

人への無制限な義務として観念されることが一定程度に制限され、社会の構成員同士の不公平の修復や互恵性の欠如を改善するための配分のやり直しを要求し得るようになり、このようにして「正義」原理の法的実現が可能となる。

#### 第2節「連帯」の法制化

私人間を規制する準契約という私法上の概念を国家社会という公法的領域に導入し、公法と私法との伝統的な障壁を崩壊させた点にブルジョワの卓抜さがあった。このような「離れ技」のなした重要な貢献とは、「負債(dette)という観念を、道徳的義務としての負債という性格から、国家による法的なサンクションを伴った厳格な債務(obligation)へと変化させたことである」。ブルジョワの場合、「準契約」とは単なるメタファーなのではない。この「準契約」に由来する義務は、純粋な良心の義務とは区別された法的義務たる厳格な債務と理解され、同時にこれを裏付ける権利の実効性が担保されることになる。

このように義務概念が私法から公的領域に実効的に転用されたことで、社会保障における国家の基本的役割が再定位される。具体的には、国家が一元的に国民の生存や生活保障に責任を持つという革命以来の伝統から脱することが可能となった。「連帯主義」の提唱によって、生存や生活上の権利保障は個人と対置された国家に一元的に求めるのではなく、「人は生まれながらに債務者あるいは債権者である」という想定のもと、その実現は個人間の関係(私法的関係)へと移し替えられ、保障を担うのもそれにあずかるのも等しく市民であるという論理が導出された。このような新たな権利・義務関係を通して、ブルジョワは国民に保障に対する拠出義務があることを示したのであった。実際、ブルジョワが領袖となった急進共和派は1880年代末に主導権を握り、以上の「連帯主義」理論に基づいて累進課税、住宅や公衆衛生政策と並行して、疾病、労働災害、障害、老齢に関する社会扶助と社会保険制

度を導入して義務化を推進していく。例えば1898年の労働災害に関する法律 は、労災に関する自由主義的な責任原則を「職業的リスク」の概念に依拠す ることで克服し、損害を被った「労働する個人」にとって乗り越えがたい障 害であった加害者の「過失(faute)」を立証する過失責任主義を取り去るこ とに成功した。「職業的リスク」概念は「連帯に支えられるもの」として、 労災から生じた損害を労働者個人の「責任」に帰するのではなく、産業社会 から利益を享受している企業が、特定の労働者が労災を被った場合、利益と 負担の分配によって、崩れた均衡を回復しなければならないという理論を導 出した。こうして同法は個人主義的な原理を「連帯」概念を援用することで 修正し、人々への生活上の権利保障を実現する社会的制度の在り方を具体的 に模索する最初の契機となったのである。さらに19世紀末から20世紀初頭に かけては矢継ぎ早に公的扶助立法が進められる。19世紀後半の自助努力と国 家の生活保障領域への不介入を原則とする自由主義にとって、国家や公的組 織による個人への生活保障制度の構築は極めて受け入れ難いものであった。 実際、一連の公的扶助立法の制定過程においては、給付の権利性をめぐる根 源的な議論が繰り広げられた。つまり、社会扶助は国家の義務であり、個人 は国家に課せられた義務故に権利の資格者となるのか、あるいは国家の介 入(立法)に先立って国民の社会扶助に関する権利が存在し、それ故に国家 の義務が存在するのかという、権利の先在性(préexistence)に関する問題 である。これは言い換えれば、社会扶助に関する貧困者の権利が国家の関与 (義務)に先行する個人的な債権(créance indivuduelle)であるのか、それ とも反対に国家の法的義務に対応する代価としての権利(droit-contrepartie) であるのかという権利の概念上の両義性にまつわる問題であった。例えば 1905年の「高齢者等に対する義務的扶助に関する法律」(以下、1905年法と 表記する)の制定に際し、これを推進する左派議員に向けて保守派の下院議 員が社会扶助をめぐるこのような原理的問題を以下のように明らかにし、立 法に先立つ個人の社会扶助への権利を承認することに対してこれを拒否する

考えを示した。「高齢者のための手当を設立することで、先行する権利、つまり債権(créance)を承認したものとしている」が、「この法律が権利を創り出していることは明らか」であり、「我々は債権という概念の原則を決して認めることはできない」。保守派のこのような姿勢の理由は、立法者に認められる大幅な自由裁量や議会の至高性(souverain)への制限を懸念するためであった。保守派は扶助に関する特殊な権利性は政府による立法なしには実現されないものであり、実定法を媒介して初めて国家に対して請求可能となる権利であると考えていたものと思われる。

しかしながらその一方で、一連の法律の整備とともに社会扶助の法的義務性が強まっていたことも否定できない。1905年法に関し、1903年6月に代議院で採択され上院へと送付される際の報告書は、1893年の無料医療扶助に関する法律が社会的義務としての公的救済を組織化し、立法者が鮮明に社会的連帯を打ち出した最初の法律として位置づけられるということを示してい(63)る。そして1905年法もまた受給者の市町村や県に対する異議申し立ての訴えを認めている。このような義務的な扶助とはこの訴えの権利によって特徴づけられるのであって、これは社会的連帯の法律であると評価されている。

こうして第三共和制期に提唱された「連帯主義」は貧困者や労働者、最も弱い立場にある人々の救済に関して、政府に対して単なる道徳的責務を課したのでなく、厳格な法的義務を課したものとして、フランス社会保護政策の原理的根拠として立法者によって用いられていく。社会扶助の領域においては、立法を前提としない先在的な義務を国家に課す(国民の社会扶助の先在的権利を承認する)ことはなされなかった点で一定の限界を有するものの、個人が扶助の受給に関して行政を訴えることを法的に承認したことが大きな特徴の一つであり、このような権利性の高まりは「連帯主義」が浸透していたことの顕れであるといえる。「連帯」概念は社会保護政策における公的介入の正当化原理として積極的な役割を果たし、第三共和制期の「連帯主義」は「連帯」概念を普及させることに成功したのであった。

レオン・ブルジョワによって持ち込まれた「連帯主義」によって、世紀転換期に従来の社会政策は根本的に修正されることとなった。それまで道徳的に対処すべきものとして位置付けられていた労働者や貧困者への支援が法と権利の範疇にあることが示され、個人の社会的諸権利と公権力の介入を正当化し、社会的諸課題の解決に向けた社会的紐帯の在り方を指し示す中心的な概念としての役割を果たした。こうして「連帯主義」によって社会保険の導入が可能となり、「連帯」は20世紀以降の社会保障の基礎を提供することに(66)なる。

しかし「連帯」原理が公法の領域へと現実に根を下すには戦後の1946年憲法の制定を待たなければならなかった。具体的には同憲法前文第12項の規定に明示的に「連帯」という言葉が用いられ、さらに前文で宣言された「経済的・社会的諸原理」としての社会的諸権利を通して暗示的に「連帯」が承認されたものと理解されている。その後「連帯」原理が実定的な公法へと定着するに至るのは、とりわけ憲法院裁判官による判示に依るところが大きい。以下では、戦後のフランスにおいて、「連帯」概念が社会保護の領域でどのようにして憲法規範としての地位を獲得したのかを、具体的な憲法院判例を挙げて概観する。

次章第1節で述べるように、1946年10月4日の第四共和制憲法の前文において共和国の基本的原理として社会権的規定が列挙される。1946年憲法は第1条で「フランス人民は、1789年人権宣言によって確立された人および市民の権利および自由、ならびに、共和国の諸法律によって承認された基本的諸原理を、厳粛に再確認する」と述べており、前文の形式で権利宣言が冒頭に置かれているが、ここでは「現代にとくに必要なものとして」「政治的、経済的、および社会的諸原理」が宣言されている(第2項)。明示的には示されてはいないものの、当時の憲法制定者たちはこれらの社会的諸権利が「連

帯」原則に由来するものであり、「連帯への権利(droits à solidarité)」であるものとみなした。その後「連帯」が裁判官によって憲法的承認を獲得したのは、憲法院が創設された第五共和制期である。「国民的連帯」の憲法規範化は、1946年憲法前文の裁判規範としての価値を承認した人工妊娠中絶に関する1975年1月15日の判決において準備された。この判決は1946年憲法前文第11項に掲げられている子どもの健康保護に明示的に言及するかたちで前文第11項の憲法的価値を承認し、同項の規定を裏打ちする「連帯」の価値を間接的に認めたものと解されている。

前文第11項に直接的に言及した憲法院判例として、「各種社会保障措置に 関する法律(Loi portant diverses mesures d'ordre social)」の合憲性を審 査した1987年1月23日の判決が挙げられる。同法第4条は各種付加手当の受 給要件として受給者がフランス領土内に一定期間居住することを定めてお り、さらにその期間はデクレによって決定されている。本判決の争点はこの 受給要件の合憲性であったが、結果的に憲法院は本件規定における必要居住 期間の設定はそれ自体としては違憲ではないとして提訴者の主張を退けた。 しかし、憲法院は同時に次のように述べた。「立法者も政府も、自らの権限 に応じて1946年憲法前文11項が宣言する原理を尊重しながら、その適用方式 を定める責任がある。したがって本件法律第4条に規定された各場合におい て、1946年憲法前文第11項を侵害しない方法を選択しながら、かつ関係者が 受給しうる各種援助手当を考慮しながら必要居住期間を定めるのは政府の命 令制定権の権限に属する事項である。これ以外のあらゆる解釈は憲法に反す る」(cons.17)。このように当該判決は、社会保障給付の要件の設定に当た って立法および行政がそれぞれの権能に則して1946年憲法前文第11項に規 定されている原則を尊重すべきであるということを明らかにしている。「連 帯 | 原則から生じる社会的諸権利を確実にするよう政権担当者に対して限界 を設けたのである。

これらの憲法院判決では社会保障の設定や実施には立法および行政が広範

な自由裁量を有するとしても、社会的諸権利に関する1946年憲法前文の規定 を過小評価したり無視したりするような制度設計は認められないということ が示されている。社会保障法学者のボルジェット(Michel Borgetto)はこ れら一連の判決に対し、直接的には「連帯」原則を用いてはいないものの、 「連帯」から派生する社会的諸権利を謳った1946年憲法前文の憲法的価値を 承認したことによって、「連帯 | 原理に関する裁判上の統制が強化されたと 評価しており、「連帯」を明言する前文第12項のみならず第11項においても 裁判における「連帯」原理の憲法的価値が承認されたということを指摘して いる。そしてその後憲法院は「連帯」それ自体を判決のなかで言及していく ことになる。1987年12月30日の判決で憲法院は「議会が国民的連帯の原理を 実行する場合には、議会によって創設された補償制度の多様性が、公的負担 のもとであらゆる者の平等に対する明確な侵害を引き起こさないように監視 するのは、議会の責任である」(cons.22)と述べており、このように「国民 的連帯」を明示したうえでこれを原理(principe)として位置づけている。 なお、民営化に関する1986年6月25・26日の判決においては、「フランスの 平等と連帯という憲法上の要請」(cons.19) という表現をもって、前文第12 項を直接援用することなく「連帯」が憲法的に要請されるものとして、その 価値が承認されている。さらに憲法院は1946年憲法前文第12項以外の条項か ら生じる「国民的連帯の要請(exigence de solidarité nationale)」を承認 していく。その端緒となったのが高齢の要介護者の自助手当(la prestation d'autonomie) に関する1997年1月21日の判決である。当該判決で憲法院 は、同憲法前文第11項が謳う高齢者等への生活手段の保障等を確保するた め、「特定介護手当、すなわち国民的連帯の要請に対応するための社会扶助 手当の支給に当たり平等への侵害を適切な措置によって防止することは、議 会の責任に帰する」(cons.11)と述べている。憲法院の裁判官が「連帯」と 第11項との繋がりを確立したのは明らかであると評されており、この「国民 的連帯の要請|への言及は「国民的連帯|の裁判規範化(juridicisation)

が深化したことの表れであると評価できるだろう。そしてその後、1997年12 月18日の判決では、家族手当への所得制限の導入が第四共和制憲法前文第10 項および第11項に反するという訴えに対し、憲法院は「1946年憲法前文第10 項および第11項の前述の諸規定から由来する憲法的要請は、家族のための国 民的連帯に関する政策を実施することを含意している。しかしながら(中 略)家族に対する扶助の方式を選択することは、立法者に委ねられている | (cons.33) と判示して訴えを退けた。このように憲法院は当該判決において 1946年憲法前文第10、11項と家族のための国民連帯とを結び付けたうえで、 その実現が憲法上の要請であるとした。「国民的連帯の憲法的要請」(cons. 41)という表現がここでは明確に用いられ、「連帯」の憲法上の裁判規範性 はここで深化し、一層明確なものとなったとされている。そして最後に、 1946年憲法前文の具体的な条項との関連という点で憲法院が明示したのは 2007年3月3日の判決であり、ここで遂に憲法院は「1946年憲法前文第10項 と第11項から生じる、連帯の要請」を言及するに至った。本判決においては 前文第10、11項が「連帯」を体現するものであり、裁判規範性を有するとい うことが確認できる。これら一連の憲法院判決によって、1946年憲法前文第 12項とは異なり「連帯」という文言が直接的に用いられていない第10項や第 11項等の条項であっても、これらが憲法上「連帯」を体現しているというこ とが憲法院で承認されたのである。

## 第3章 RMI制度の考察

RMI 制度を規定した1988年12月1日法(以下、RMI 法と表記する)はその第1条で次のように謳っている。「年齢、心身状況、経済および雇用状況に関連して、就労が不可能なすべての人々は、共同体から生存についての適切な諸措置を享受する権利を有する。生活上困難な状況にある人々に対する社会的・職業的参入は国民的要請(un impératif national)である。この目的において、参入最低所得を、本法で定められた条件のもとで支給する。

この参入最低所得は、あらゆる形態の排除、とりわけ教育・雇用・職業基礎 教育・健康・住宅の分野における排除を解消することに向けられる。貧困に 抗する闘いにおける包括的な施策(un dispositif global)の基本的な措置の 一つである |。この条文から RMI 制度は最低限所得手当の普遍的な支給を 第一の柱とし、参入の援助を第二の柱とする2つの領域から構成されている ことがわかる。したがって本章では最低所得保障と参入政策の観点から本制 度を考察する。そして RMI 制度において戦後フランスで構築されてきた社 会保護システム上の「連帯」の「欠陥」が唱えられたこと、本制度が1946年 憲法前文第11項の規定する「相当な生存手段」を獲得する権利を真に実現可 能にするために「連帯」概念に新たな方向付けがなされたその法的表出であ ったということを明らかにする。

#### 第1節 RMI 制度の最低所得保障について

#### (1) 伝統的扶助原理の克服

RMI 制度は基本的には原因を問わず、一定の水準以下の収入しかない者 一般を対象として無拠出制で金銭給付を行う。フランスは RMI 制度創出ま でこのような生活困窮者に対して普遍的な最低所得を保障する社会扶助制度 を有していなかった。社会扶助領域において、フランスは生活の自助原則 (就労-賃金に基づく生活の維持)が貫かれている社会であり、「正当な|理 由なしには、つまり労働能力を有する場合には援助の対象とはならないとい う扶助原理が厳然と存在していた。このような発想は健康な貧困者 (pauvres valides)を排除へと至らせ、そして貧困者を、正式な、義務的かつ恒久的 な扶助への権利(droits à l'assistance)を有している者として承認するこ とを拒絶するものであった。この点、RMI 制度はフランス社会保護におい て堅持され続けていた「代償(contrepartie)なしの扶助の権利、とりわけ 健康な貧困者のための扶助は認められない」とする扶助の原理を克服してい るといえる。こうして RMI 制度は就労の有無を問わず、稼働年齢層に対し

て包括的な最低所得保障を担う制度として「革命的」な「新しいタイプの社 (%5) 会手当」という評価を得て注目を集めたのであった。

RMI 制度導入に大きく貢献した報告・意見書『極貧と経済的・社会的不 安定 (Grande pauvreté et précarité économique et social)』 (通称ウレザ ンスキ・レポート: Rapport Wresinski) は、雇用政策の優先と労働の役割 を強調しながらも、雇用の確保に至るまでのプロセスやその間の生活の厳し さも認めている点が大きな特徴である。そして「労働または職業教育が実行 されない場合でも、(中略)最低限収入の支給の可能性について検討される べき」ということを明確に打ち出したうえで、手当の代償として雇用確保を 一義的に要求する危険性を強調し、就労を前提としていた従来の扶助概念の 転換をはかることによって、全市民への一般的政策における最低限所得保 障確立の提言をした。また、18世紀の人権宣言にまで遡り、1946年憲法前 文、1956年憲法、国際人権宣言や EC 社会権憲章までの軌跡を概観し、貧困 と「社会的排除」を明確に「人権侵害」とし、「人権は本来的に…普遍的で ある。(中略) すべての人々が、『恐怖と欠乏から解放されること』、そして 他の全ての権利に先立って生きる権利(droit à la vie)をまず強調すべきで ある」と強調している。レポートで明らかになった貧困の実態を受け、貧困 対策の実行を迫る民間アソシエーションのキャンペーンは活発化していく。 こうしてレポートで提言された施策は、1988年 RMI 法として結実したので あった。

以上のように最低所得保障の確立とこれを支えるものとして人権思想を強調した本レポートを背景に、フランスでは1988年より生活困窮者に対する全国規模の普遍的最低所得保障が初めて実施されることとなった。レポートでも強調されたように RMI 制度導入の目的は必ずしも労働市場への復帰や偶発的なリスクの弥縫策として位置付けられてはおらず、また就労不能という特別な理由を要求せず、手当の前提として労働を据えない点に従来の扶助原理からの断絶が見て取れる。

しかし、ここでさらなる原理的な考察が要求される。なぜなら拠出していない貧困者が無条件に、つまり労働という代償を払わずに国民共同体に対して生存の権利を要求し、そして国民共同体がその義務を負うという新たな論理への転換は、社会における貧困者の権利とそれに対する国家介入の境界、共同体の負うべき義務の範囲を画定するという極めて法原理的な問題を孕んでいるように思われるからである。レポートを採択し、従前の扶助原理を克服するにあたり RMI 制度の考案者たちは一体どこにその法的根拠を求めたのであろうか。

#### (2) 憲法上の「droits-créances」の表現としての RMI 法

フランスにおいて貧困者が国家に対して金銭的手当を要求する権能 (faculté) は、憲法上の「droits-créances」によって付与されるものと考え られている。「droits-créances」は通常「droits-libertés」との対比で理解 され、後者は1789年人権宣言によって公認された市民的政治的権利であり、 表現の自由や財産権など、「~の権利(droit de)」の定式で表現される。こ れに対して前者は個人が公権力に対して主張する権利で、労働、余暇、教 育、衛生の権利など、「~への権利(droit à)」の定式で表現され、1946年 憲法前文の「現代にとくに必要な…経済的社会的諸原理」がその確立の象 徴的テキストとして理解されている。1789年に承認された自由は、国家権 力の侵害に対する個人の自由防御の論理に基づいている。これに対し1946 年に宣言された経済的・社会的権利は、国家権力介入の論理に基礎づけら れており、とりわけ「droits-créances」はその権利保持者である個人に対 して国家に手当支給を強く要求することのできる権能を付与したものと考 えられる。これは1848年に「貧窮する市民」(1848年憲法前文)のための救 済(secours)の権利の宣言によって始まった「人権の第二世代(droits de deuxième génération)」に属するものとされており、伝統的な「人権の第 一世代 (la première génération de droits)」とされる「droits-libertés」 の発生に続くものであると理解されている。

フランス1946年憲法は第1条で「フランス人民は、1789年人権宣言によっ て確立された人および市民の権利および自由、ならびに、共和国の諸法律に よって承認された基本的諸原理を、厳粛に再確認する」と述べており、前文 の形式で権利宣言が冒頭に置かれているが、ここでは「現代にとくに必要 なものとして」「政治的、経済的、および社会的諸原理」が宣言されている (第2項)。政治的原理としては「自由のための活動を理由として迫害され た」者の庇護権等が挙げられ、経済的および社会的諸原理として掲げられた のは、男女平等、労働権、団結権、争議権等である。これらの規定が憲法前 文に登場したことは革命以来の政治的民主政の原理を、特に経済的・社会的 領域にまで及ぼすものであるという宣言を意味しているとされる。このよう にして1946年憲法前文に経済社会条項が規定されたことにより、個々の社会 権的権利と同時に、国家の積極的役割を強調する「経済指導主義(dirigisme)」 の観念が有力となった。その結果、フランス経済の中核部分の国有化を見据 えた社会・経済秩序の再構築が模索されていく。こうした背景のもと、戦後 フランス社会保障制度改革と社会保障の補完的役割とされた社会扶助政策の 整備はその経済・社会改革の柱として位置付けられていくこととなる。

以上のように宣言された経済的・社会的諸原理のシンボルのもと、憲法において個々の社会権的権利の保障が規定されたが、この憲法前文は経済的・社会的諸権利の確立にのみ帰するのではなく、同時に「1789年の権利宣言によって確立された人および市民の権利と自由」が「再確認」されており、先在する個人主義的思想に立脚する諸原理を法的に有効なものとみなしている。このような複合的な前文に関し、1946年憲法制定時には「1789年権利宣言を参照することが重要であり、新たな経済的・社会的諸権利は文言においても精神においても取り出すべき問題ではない」とする立場と、反対に「憲法前文は根本的に革新的なものである」とする立場で大きく意見は分かれ(110) た。結果的に両者の考え方は憲法前文に並置されることとなり、主としてこの1946年憲法前文の条文から「droits-libertés」と「droits-créances」との

対立が意識的に法的次元で問題提起された。

「droits-libertés」との対比で理解される社会的・経済的諸原理に基づく 「droits-créances」において、1946年憲法前文のうち第10、11、12、13項 が、個人を共同体(Nation:国民共同体)のcréancier(債権者)としてい (112)る。第11項は「国は、すべての者、とりわけ子ども、母親および老齢労働者 に対して、健康の保護、物質的安全、休息および休暇を保障する。年齢、身 体的または精神的状態、経済的事情ゆえに労働できない境遇にある人はすべ て、相当な生存手段を共同体から取得する権利を有する」と定めており、こ の規定の前段は「社会保障」、つまり「社会保険」の定めとされ、後段は社 会扶助を受ける権利を明確に宣言しているものとされ、社会扶助手当を請求 する際の公権力の憲法上の義務を具体化したものであると解されている。こ うして1946年憲法前文に持ち込まれた新たな原理は、言葉としては明記され てはいないものの、国家の積極的役割を強調する「~への権利」の確立の象 徴的テキストとして表現されることとなる。

しかしながら「droits-créances」は立法者の介入に依拠しているために、 その直接的適用を立法者に対して強制する裁判上のサンクションは期待でき ず、そうであるならば、「droits-créances」は立法者の裁量に委ねられた政 治的プログラムでしかあり得ないのではないかという疑問が生ずる。実際フ ランス第四共和制においては1946年憲法前文に掲げられた権利の確保の方法 として違憲審査制は採用されず、これは法律をコントロールする基準とはな らなかった。1946年憲法は憲法委員会(Comité constitutionnel)という機 関を設けたものの、これは「国民議会によって採択された法律が憲法改正を 必要とするかどうか」(第91条)を審査する等の役目を有するものであり、 憲法前文に関する事項、つまり人権の問題については権限を有していなか った(第92条3項)。このような第三共和制以来の「議会に対してでなく議 会によって権利を確保するというフランス式思考」(強調原著者)から脱却 し、人権に裁判規範としての憲法規範性が承認されるためには、第五共和制

憲法における憲法院(Conseil Constitutionnel)の発足に拠らねばならなかった。

第五共和制憲法は人権については前文で「1946年憲法前文によって承認さ れ補充された1789年人権宣言によって定められた人権 | を簡単に援用してい るだけであった。第五共和制憲法が憲法院を設けた当初のねらいとしては人 権保障という観点は副次的なものであったとされるが、1971年7月16日の判 決を境に、憲法院は人権保障機関としての積極的な役割を活性化させていく 過程のなかで、憲法テキストを補充していった。1971年の判決において憲法 院は、1958年憲法前文を介して1946年憲法前文で言及された「共和国の諸法 律によって承認された基本的諸原理 | を用いる。そしてこの原理に反するも のとして、非営利社団結成の自由に関する1901年の法律を改正するための法 律に対し、違憲判断を下した。このように、ごく簡潔な前文の文言しか持っ ていない1958年憲法は正面から違憲審査の準拠規範としての裁判規範性が認 められ、同時に「共和国の諸法律によって承認された諸原理」が同じ性質の 規範として認知された。さらに憲法院は1975年1月15日の判決において、 1946年の憲法が「現代に特に必要なものとして」宣言した「政治的、経済 的、および社会的諸原理」を明示的に「憲法」として位置づけた。この判決 は人工妊娠中絶を認める法律が1958年憲法前文の参照する諸条項に違反しな いとして、1789年人権宣言(第2条)、1946年憲法前文で言及された「共和 国の諸法律によって承認された基本的諸原理」とならべて、明示的に「国民 共同体 (nation) は子どもに健康の保護を保障するという、1946年10月27 日憲法前文に規定された原則 | を挙示し、1946年の憲法前文11項の憲法的価 値を初めて承認した。このように当判決が1946年憲法前文それ自体に憲法と しての裁判規範性を付与したことから、同憲法の人権に関する規定のうち 「現代に特に必要な…政治的、経済的、および社会的諸原理」として列挙さ れた、いわゆる社会権規定に対して違憲審査の準拠としての規範性を与えた 点で、大きな意味を有している。憲法院が憲法的価値を有するとして参照す

る規範は総体として「憲法ブロック(bloc de constitutionnalité)」と呼ばれているが、この一連の判決により1946年憲法前文が憲法ブロックに統合されることとなり、これによって一定の「droits-créances」が確立されたとされている。

1946年憲法制定者は広く「droits-créances」を承認したが、最高法規である憲法の条文に書き込まれたこの「droits-créances」は、権利保持者たる全フランス国民に保障されるはずである。それにもかかわらず、1970年代までは裁判官がこの原則を適用することはなく、「droits-créances」は法の領域から無条件に締め出されていた。しかし「droits-créances」の法的性質を巡る以上の問題に対し、先述の一連の判決によって憲法による法律のコントロールが進展し、立法者に対し「droits-créances」を尊重させることが可能になったのである。このような法解釈によって「droits-créances」は「droits-libertés」と並んで強く保障されることとなった。さらに1946年憲法前文に規定される社会的諸権利は、先に述べた憲法上の「連帯」原理によりその政策的根拠付けがなされ、国民的災禍や社会的保護における国家介入の直接的根拠として立法者によって援用されることになったのである。

しかしながら実際的な社会保護政策の場面に目を向けると、以上のような 論理がそのまま具現化されていたわけではなかった。つまり、フランスに住 むあらゆる者を対象とするはずの「相当な生存手段」を獲得する憲法上保障 された権利が、実際には特殊なカテゴリーに制限されていたという状況であ る。「droits-créances」の要請への対応は、これまで社会扶助や社会保険と して社会保護システムにおいて法的に実践されていたのではあるが、それで もなお立法の段階でその現実的な内容としては特殊な人々、特定の状況や条 件にその対象がカテゴリー化されて限定され続けており、受給権者たちはこ の権利に訴えることは実質的に不可能であった。「droits-créances」が憲法 上の地位も得た後も、「受給者たち自身が債権(créance)を頼りにはできな かったこと、また共同体が法律によって現実的な内容を債権(créance)に

(126)

付与しており、そのためにこれは特殊的なものであった」のである。これは 繰り返し確認しているように、フランス社会保護システムの制度運営上の基 本的な方針、つまり完全雇用を前提とし、就業者に対しては法定最低賃金に よる所得保障を行い、失業者については一時的な金銭的保障(社会保険)シ ステムを整え、さらに就労不能者には「例外」としてその「特別な」理由別 に補完的に支給される社会扶助によって生存を保障するという、戦後から引 き継がれる伝統的な基本構造を前提としているのである。

これに対し、RMI 法の第1条前段をここでもう一度想起してみると、「年 齢、心身状況、経済および雇用状況に関連して、就労が不可能なすべての 人々は、共同体から生存についての適切な諸措置を享受する権利を有する | と規定している。この条文は1946年憲法前文第11項を援用することで同項の 原則を引き出し、体現したものだと理解されている。第11項は先述の通り 1946年憲法前文が「現代にとくに必要なものとして」宣言した「政治的、経 済的、および社会的諸原理 | の一つであり、生存の手段を有していないあら ゆる市民の権利を保障するために、その現実的な実践のための共同体の負担 を義務として課すものである。「相当な生存手段を獲得する権利は1946年時 点から既に憲法に書き込まれていたのであるが、それにもかかわらず、議会 が社会保護制度の中にそれを浸透させる決定を下すのに40年以上待たねば ならなかった | とされるが、より厳密に遡れば最初の扶助立法(1893年7 月15日法)からは約100年、革命時の扶助への国民的な権利(droit national à l'assistance)の宣言からは約200年の時を経ており、これ程の歳月を経て 1988年 RMI 法が貧困に関する国家の義務を再確認したことは、「驚きに値 する」。RMI 法の立法者は事実上否定されていた「相当な生存手段を共同体 から取得する権利」の内実を再び確認し、1946年憲法前文で保障されたこの 権利を具体化する際の共同体の責任というものを強く押し出した。ここで は、個人の生存にふさわしい手段の権利を明示的に確立すると同時に、立法 を介して、公権力がこの権利の実効的な内容を付与する義務を承認したとい

(130) える。

こうして RMI 法が条文の冒頭で1946年憲法前文第11項に直接的に言及したことで同項の「復活(reprise)」への途が開かれ、生活困窮者に対する社会扶助受給権が普遍的に保障されることとなった。第11項の規定は40年以上前に存在し、「連帯」原理も既にそこに組み込まれていたとすれば、RMI 法は「連帯」の単なる法的発現という以上に、立法者に対し第11項における「連帯」の存在を再確認し、法津によってそれを具体的に実施、確立するという積極的な役割を果たしたものと理解できる。RMI 制度は普遍的な所得保障の根拠として、憲法上の地位を有する「droits-créances」を明示的に引用し、この「droits-créances」を立法者がいわば確認的に具体化したという点において独創性を有していると思われる。

#### 第2節 RMI制度の「参入」政策について

#### (1) 概要

RMI 制度を際立たせるのは、一般的な性格を有する最低所得保障という性格そのものよりも、社会的基盤を喪失した人々を排除状況から脱出させ「参入(insertion)」させるための援助が手当と結びついている点にある。当制度は社会保護システムにおける補完的手当と見なされるだけではなく、すべての人々の参加によって社会的統合を強化する一手段として練り上げられており、ここにも RMI 制度の新しさを見出すことができる。参入政策は、RMI 手当受給開始から3ヶ月後、地方自治体担当部局の指導相談員(le referent)と共に参入支援政策の内容を定める参入契約書を作成し、「参入契約(contrat d'insertion)」を締結することから始まる。RMI 制度の参入は「職業的参入」と「社会的参入」に分けられ、前者は企業への賃金補助や社会保険料の免除等、労働コスト削減により雇用誘導を図り、また受給者に対しては職業訓練や所持資格を活かした雇用を確保するための援助がなされる。後者は多岐に渡り、地域におけるアソシエーションの社会的団体活動な

どへの参加、余暇・文化・スポーツ等の活動への参加、住宅再入居や住宅改善への援助、そして医療補助の施策等が挙げられる。

RMI 法第1条後段は「困難な状況にある者とその家族の社会的・職業的参入は国民的要請である」と規定している。このような社会的・職業的参入の支援は、包摂された社会の構築を目的としており、個人に対する就労あるいは社会への参入の権利を保障する制度であると考えられる。先述のウレザンスキ・レポートによれば、「社会的排除」とは雇用・健康・教育・家族関係などの諸困難が合併して「極貧」へと向かうプロセスであり、社会的紐帯からの脱落が「排除」を生み出す最も根本的な「人権侵害」であることが指摘されている。したがって「社会的排除」の対策は単なる社会扶助によってではなく、一般市民に向けられた雇用・住宅・医療・所得保障などの「グローバル」な政策を実施することで脆弱化した紐帯を修復し、貧困者に対し同じ市民として同じ権利を保障して貧困から脱出させることを目指した。このように普遍的な所得保障に加え、雇用や教育等の社会的基盤を再構築することを通じて、貧困者を再び社会の構成員へと繋ぐ試みとして RMI 制度に導入されたのが、参入政策であった。

#### (2)「参入」政策の争点

RMI 法の採択をめぐる国会での議論において最低所得保障制度の導入そのものに反対する議員はほとんど存在しなかったが、参入契約に関する議論はその性格をめぐって非常に緊迫したものになったという。つまり、社会扶助給付の権利に対応する「社会的義務」を受給者に課すこと、またその義務の不履行の制裁として給付を削減または停止することの妥当性に関する議論、とりわけ健康な貧困者に対する「代償なしの扶助の権利」をめぐる革命期からフランスに存在する議論が再発したのである。

実際 RMI 法草案では、手当の受給者は提示された参入活動に参加するという契約に署名しなければならず、この契約を遵守しなかった場合には手当支給の中断がなされる旨が規定されていた。ポーガムによれば、この表明に

(139)

は代償の観念が存在しているという。つまり、健康な貧困者が自分自身に責 任を負う、少なくとも個人的な努力によって自身の状況を改善することに寄 与しなければならないという着想である。このような RMI 手当と参入との 強いつながりを確立することはとりわけ中道連合とフランス民主連合の中道 派によって要求された。彼らの中には、最低所得保障よりも参入について優 先的に考えることが最重要であると主張する者がいた。例えば、次のような 発言である。「最低所得は参入への権利に基づいて付与されるものである」。 「RMI 手当を参入契約の署名に従属させることは論外であるが、しかしその 者がこれらの合意(engagement)を尊重しなかった場合には手当支給の一 時中断は可能であるべきだ」。これに対し、政府・社会党は参入の権利とこ れに対する共同体の義務を強調している。時の連帯・保健・社会的保護担当 であったエヴァン(Claude Evin)大臣は、次のように発言している。「今 日我々は極貧の人々に特別のはからいをして、野心的な政策を提案するに至 った。この政策は重要な共和国の諸原理と第四共和制憲法前文の延長上にあ り、それは参入への権利(droit à l'insertion)である。この参入への権利 は国の「切実な義務 (une ardente obligation)」であり、義務の主体は第 一に国家、加えて市町村、アソシエーション、様々なパートナーである、 と。また、参入は「法によって保障される権利」、そして「あらゆる者の生 存のための最低所得への権利と、切実な義務との密接な繋がりに由来する | ものであり、RMI 手当支給の責任、「最も弱い人々」、「最も不安定な状況に ある人々」に対する連帯の責任は、常に国家にあるとした。さらに委員会報 告者かつ委員長であったベロルジー(Jean-Michel Belorgey)は「参入は 手当支給と不可分な目的であり、手当へのアクセスの官僚的条件ではない | と発言している。

最終的に議会での参入に関する議論は、契約や代償という参入の義務的側面に反対する立場と、参入契約を最低所得保障に先立つ最重要なものとみなす立場との妥協的な条文へと収斂した。RMI制度には受給者が契約を途中

で完全に破棄してしまう等、契約を遵守しなかった場合には手当給付の一時中断といったサンクションが用意された。それにもかかわらず、「社会扶助における代償の要求を解消する立法者の意思ははっきりとしていた」と評価されるのは、実際このような RMI 制度におけるサンクションは非常に例外的な場合にとどまっており、参入は受給者の経済活動への参加、雇用への復帰をも想定してはいるものの、飽くまで生活困窮者に対して社会的な参加の権利を承認する点では認識は一致していたからである。したがって、参入はそれ自体が目的であり、決して手当給付の前提条件ではないと考えなければならない。

#### (3)「社会的または職業的参入」の意味

RMI 制度が個人の参入を権利として位置づけ、「参入への権利というロジックは代償のロジックに勝る」というコンセンサスが獲得できたとしても、その内実について RMI 法は明確に定義をしてはいない。参入という用語それ自体は RMI 法の条文上に散在してはいるが、参入は日常生活から労働市場にまでその領域が及んでおり、その実践内容などの具体的実態は曖昧なままである。受給者に対し手当支給の中断や支給停止というサンクションが課されている以上、受給者の参入実施の義務的側面は存在しているといえるが、共同体に対して受給者個人が具体的にいかなる活動が要求されているかは不鮮明なのである。

他方、RMI 法第2条では受給の要件として、各人の合意のもとで定められる社会的参入または職業的参入に必要な事業(actions)、あるいは就労(activité)に参加する契約をする必要があるということが定められている。同条により参入への権利が契約というかたちを取ること、そして参入が職業的または社会的なものとが想定されていることがわかる。この点、RMI 法制定から間もなくして出された1989年3月9日の行政通達(la circulaire du 9 mars)では、参入契約の無理な作成は避け、契約内容は柔軟にすべきであるとされた。そして「参入契約は受給者の代償ではない」と述べたうえ

で、参入契約は参入のプロセスに関する合意であり、立法者が受給者に対して参入の現実的保証(réelles garanties)を行うためのものであるとされ(149) た。しかし、このような義務的側面を有する全国規模の指示や組織化の具体的提案にもかかわらず、共同体が受給者に対して参入の場や機会を提供する義務が道徳的なものにとどまっている点、参入という概念そのものが不確定な性質である点など、「参入への権利は依然として曖昧なまま」なのである。

RMI 制度における参入概念の曖昧さのもつ危険性として、以下の点が指 摘されている。第一に、受給者の立場からすると現実に受給者らの参入の努 力を生み出す参入計画が実現していない、あるいは部分的に実現していると 言うとき、一体それはどのような基準に基づいて判断しているのか、そして 断続的に参入契約の恩恵を受けるに値するとされた人々と、手当支給が中断 されるべきとされた人々とをどのようにして区別できるのかといった問題で ある。契約という形式それ自体を除いて受給者に課せられた行動方針に関す る明確な定義が存在せず、受給者が契約を厳守したか否かの判定が恣意的に なる可能性が生ずる。第二に、参入政策を実施する当局が受給者の要求を満 たすことが出来ない(空き家や適切な雇用などを提示できない)場合、受給 者には訴えの手段がないという片務契約にも多くの批判がある。このように 貧困の多様な状況に対応する解決策を模索するという立法者の意思にもかか わらず、参入の現実的運用の困難さとその曖昧な性格のために、参入への権 利は、参入を提供する共同体にとっては可能な範囲で、そして政治的方針の 枠内で実施される道徳的な義務の形態をとり、受給者にとってはその射程が 限定されてしまう危険がある。

これに対して、むしろこの参入の曖昧さこそが RMI 制度において「強調するに値する」点であるという評価がある。既に述べた通り RMI 法第 2 条は受給者が事業あるいは就労に参加する契約せねばならないと規定しているが、「これは参入契約の考え得る内容の幅を拡張することを可能にしてい(155)る」のであり、「社会的または職業的参入」(強調引用者)という規定は受給

者が自らの適切な生き方を選択することを可能にしており、RMI 法が職業 的排除のみにその政策の射程を限定しているわけではないことを意味してい るとされる。そして参入概念は共同体や立法者に対し、「経済的・社会的不 安定な状況にある人々の多様性を考慮しし、かつ「それぞれの受給者にかれ ら自身の可能性と希望にかなった解決策を見出すことができる」ことを要請 しているとされる。参入政策は受給者に対しその者の個人的な将来にとって 望ましい途を選択する権利を承認したものであり、受給者を過度に拘束する ことのないように参入の概念はあえて開かれた状態にしたのであった。

さらに条文中の各人の合意のもとで定められる(強調引用者)という規定 に関連し、先述の1989年3月9日の通達では受給者と共同体の間での参入契 約は、「相互的な契約(engagements réciproques)」に基づくものであると いうことが強調されている。参入契約において共同体は受給者に対して参入 活動の手段や場を提供する義務を負っているが、同時に受給者の契約による 参加の義務、つまり「受給者自身が自らの参入に全力を注がなければならな い。ことをも意味している。ここでは受給者は共同体に参加することができ ない個々人なのではなく、「参入の努力によって社会へ戻っていく真のパー トナーであり、このような認識に基づいたうえで一定の法的な強制力をも った契約をしなければならないとされた。受給者を単なる被扶助者とみなす のではなく、責任ある一市民とみなし、契約内容を慎重に検討する必要があ るためである。そして参入への権利は専ら「労働への権利」へと差し向けら れるのではなく、「共同体との契約の練り上げ、推敲のプロセスに参加する ことへの権利」として承認される。

このように RMI 制度における参入という改革は従来の職業との結びつき の強い雇用政策とは大きく異なり、その具体的な内実をあえて不明瞭にし、 社会的参入と職業的参入との区別を法文上に設けることをせず、「実際的な 参入の効果というよりもその過程に重点を置いている」点で「革新的」であ る。共同体と受給者との参入契約という試みは「排除されている人々」にと

(165)

ってあらゆる権利の総体へと途を開いたものと評価されている。

#### 第3節 RMI制度における「連帯」―「新たな連帯」へ―

以上のように RMI 制度は普遍的な最低所得保障であるという点、さらに は社会的、経済的な不安定さが雇用確保の「過程」から生じるものという認 識に立ったうえで、必ずしもその先を就労に限定しない「参入」の契約を締 結することによって、受給者が単なる金銭的な被扶助者なのではなく、社会 の構成員として迎えられるべき存在であるということを実現しようとする点 で、革新的な制度であった。就労していない者、拠出していない者が「相当 な生存手段」を獲得する権利を実現し、また同時に共同体が受給者の「参 入」の機会や場を用意する義務を負い、受給者自身も共同体とともに自らの 生き方を積極的に選択していかねばならないという「契約」を締結する。こ のように、RMI 制度においては国家の役割、国民共同体と個人との間に新 たな権利・義務関係が構築されている。そして立法者は「連帯」概念に依拠 することでこれを正統化したのであった。先述の通り(第2章第3節)、「連 帯」それ自体は既に1946年第四共和制憲法前文においてその憲法的な価値が 承認されており、その後は憲法院によって「憲法ブロック」に統合されるこ とで次第に公法の領域に根を下ろし、フランス社会保護政策の基本的原理と して作用するものであった。

しかしながら RMI 制度を導入する際には、第三共和制以来の「古典的連帯の限界、欠陥」が指摘されたため、「連帯」に新たな方向付けをすることが要求された。「連帯」は社会保護の法政策において大きな役割を果たしてきたが、1970年代後半以降、フランス社会保護システムにおいて「連帯」がその本来的な価値を十分には実現していないということが明らかになる。こうして RMI 制度においては「連帯のルネサンス」が推し進められ、フランスは80年代後半以降これを媒介として社会的紐帯の在り方を再定位することを試み、直面した社会的諸問題に対応していくこととなる。

以下では「古典的連帯」の「欠陥」がいかなるものであり、そして RMI 制度において「新たな連帯」がどのように「古典的連帯」の限界を克服し、従来とは原理的に異なった政策を実現可能にしたのかを考察していく。

#### (1) レオン・ブルジョワの「連帯主義」の「限界」

「社会に対する公権力の介入を正当化することを可能にするのみならず、義務的な法的扶助を正当化することを可能にする理論的な道具 (outil)」であり、「真の法的革命の到来の口火を切ることとなった」と評される「連帯」概念により、第三共和制期にフランス社会保護システムは大きく進展する。ブルジョワは既に見たように(第2章参照)、国家介入を限定的に容認しながら、同時に個人の所有権や自由を擁護する形で19世紀半ばに生じた「社会問題」を解決する道筋を「連帯主義」を介して原理的に示した。彼は「連帯」を持ち出すことで国家の権限と限界を画定し、社会の構成員間の相互的な負債の関係性を描き出すことで、そこに存在する紐帯の在り方を提示することに成功したのである。

ここで留意すべきは、ブルジョワの社会観、個人観である。彼は1793年憲法の権利宣言第21条に明記されて以来、社会扶助の基礎づけに用いられてきた「社会の負債」概念の意味を逆転させ、個人を社会に対する債務者とみなすことで権利に対する義務の先行性を説く。実際ブルジョワは革命時の標語となった自由、平等、友愛の三位一体(trilogie)について、その順序を変え、連帯、正義、自由とすべきであるとした。これは各人が負っている社会的債務は「人間の自由の前提となる負担(charge)である。この社会的債務の弁済から自由が始まる」、つまり人間は自己の社会的債務を返済して初めて自由になるため、自由は最上位になることはできず、冒頭には連帯が据えられるべきであるということを意味している。さらに個人の自由は社会的正義の実現(社会的連帯の実現)によってしか獲得できないため、自由は最後に保障されるものである。こうして「連帯主義」は「準契約」などの論理操作を用い、個人に先立つ社会秩序を前提としたうえで、秩序の維持に適合

する「義務」の充足を個人に課すという論理構成を採用したのであった。

「連帯主義」によれば個人は社会関係のなかでのみ自律を獲得し、社会 は、個々人の自律を通してのみ「進歩」を実現することが可能となる。そし て個人の自律を脅かす「リスク」に対する集合的補償という「社会権」は、 個々人が社会全体の「進歩」に貢献する「義務」の観念と密接に結びついて いる。個人は自助努力による「リスク」の軽減、つまり労働規律、衛生習 慣、健康への配慮や教育を通じた「社会化」を「社会的負債」として担って いるのである。したがってブルジョワの唱える「連帯」は、個人と社会と の「擬似契約」関係に基づく相互義務関係を意味し、抽象的な「人間」存在 そのものの洞察は重要視されない。彼によれば「私の想定する個人とは、労 働する個人であり、労働によって生計のための給与を獲得する個人 | であっ て、ここで想定される個人は特定の役割を能動的に充足する代わりに社会 によって生存を保障される存在である。つまり「連帯」を支える個人は、 「労働する個人」、「労働によって生きるための給与(salaire)を得ている個 人」、産業社会に生きる個人である。そこで想定される役割に適合的な個人 だけが連帯する「社会」の構成員として迎え入れられ、個人は産業社会の中 で与えられた職能を充足することによって初めて「権利」の担い手になる。 そのような論理に支えられ、「労働」を担う個人を対象とする社会保険(1989 年労災保険、1910年強制的な労働者農民老齢年金保険)が導入された。

しかし、以上のような発想が「20世紀以降国民統合と産業発展という目的の下に援用されていく時、それは『義務』を引き受けるべく『社会化』されない個人の『排除』という契機を内にはらんでいくことなる」。戦後の社会保護体制に属する個人は公教育や家族を通じて社会化され、長期雇用の下で個別の職能を充足し、リスクを最小化すること、家族を扶養することを義務として担い、その一方で雇用保障、給与補塡などの「権利」を付与されるものであった。しかし、「栄光の30年」のあいだ実現していた完全雇用や社会的紐帯の在り方は国際競争の激化や雇用柔軟化を背景として崩壊し、同時に

失業は量的にも質的にも変容する。「社会保障が無期の就労や、拠出制と結びついてフランスでは、就労の不安定は、ただちに社会保障の枠組みからの脱落を意味した」のであった。加えて、家族や労働者間のコミュニティなど「個人の『社会化』を担う装置が脆弱化する」ことにより、既存の秩序において予定されている社会的な「義務」を引き受けることのできない個人が恒常的に生み出されていった。こうして、20世紀初頭、社会保護領域において大きな役割を果たすと同時に、政治的イデオロギーとして第三共和制に対しその体制の正統性を与え、一定の政治的、社会的秩序の安定をもたらした「連帯」(古典的連帯)は、1970年代後半以後、万人を社会に包摂し、各個人を権利や義務の主体として構成するものとして作用し得なくなった。以上の問題は「社会と個人の相互『義務』関係の問い直しを含む、戦後の『社会的共和国』の正統性にかかわる問題として認識」されていく。

#### (2) RMI 制度における「新たな連帯」

1946年憲法前文によって承認された社会的諸権利に関する「droits-créances」は、憲法院判例によって「憲法ブロック」に統合されることで法律をコントロールする裁判規範としての地位を占めていく。また、憲法制定者はその連関性を明示してはいないものの、これらの社会的諸権利を「連帯への権利(droits à la solidarité)」とみなしたことは既に述べた通りである。前文に規定された社会的諸権利が明示的に「連帯」に結びつき、社会保障が「国民的連帯」を組織化したものとしてその形態を最初に出現させたのは、社会保障法典(Code de la sécurité sociale)の制定による。当該法典の冒頭にあたる L.111-1条は「社会保障の組織化は、国民的連帯の原理に基づき制定される」ことを謳っている。しかしながら、1946年憲法前文の規定と社会保障法典 L.111-1条の両者において、社会保障は同じ意味を有してはい(179)ない。フランスで「社会保障」という場合、これは先のラロック・プランを基礎として構築された社会保険システム(老齢年金、疾病保険、家族給付)を指すものであり、社会扶助は含まれていない。つまり社会保障法典上謳わ

れる「国民的連帯」とは、フランス社会保護の一部に限定されており、社会的経済的に同質のグループ間の「連帯」にとどまるものなのであった。実際、戦後フランス社会保護システムの基本理念を「国民的連帯」の実現に据えたラロックは後の回想のなかで、一般的制度に収斂するのではなく、特別制度や補足制度が存続し、制度間・職種間の不公平が温存されたことに関連し、新しい制度の基礎である国民的連帯が直接問題化したわけではないが、それを実現することは非常に困難になったと述べている。労働者が直面するリスクに対する安全は確保されたものの、戦後の社会保障計画による社会改革の目的は達成できたかといえばその評価には疑問が残り、その原因として職域集団または社会的集団の連帯が国民的連帯に優越したと指摘している。このように戦後フランスの社会保護体制は「労働者の保護」と結びつき、「相当な生存手段」を得る権利は労働者、とりわけ賃金労働者という特定のステータスからのみ生じ得るものであった。「労働者」の地位の保護と結びついたシステムによって、フランスにおける「貧困」の問題はごまかされ続けてきたのである。

「排他性に特徴づけられて形成されてきた福祉国家に特有の連帯」からの転換の必要性は、RMI 法制定にあたる国会の議論においても度々強調された。例えば、エヴァン大臣は議会で次のように発言している。「連帯の要請が我々に課せられている。(中略)強いフランスと、連帯と、友愛だけが、今日の挑戦に応じるのであろう」。「42年前から、排除された人々に対する連帯の要請は我々の憲法に提起されていたが、それに対する結論は出さないままであった。(中略)1789年8月に既に人権宣言においてアベ・シェイエスが最低収入の保障を明記すべきことを提言していたことを、皆様はご存じであろう。(中略)今日、人権宣言200周年を前にして、この原理の要請を具体化する名誉は皆様のものなのです」。彼は、「連帯の要請を法の中に書き込むということを提起する時がきた」と主張し、社会保護に関して再度方針を考え直す必要性を勧告した。こうして1970年代後半以降、社会的紐帯の解体に

よって引き起こされた貧窮者や「功績のない者」たちに欠如する「連帯」が問題となり、立法者もまたこの不十分な「偽って国民的と形容される連帯」、「水平的な連帯」への救済策を講じようとしていた。

そこで、真に「すべてのフランス人」を対象とした「連帯」に基づく社会 扶助政策が模索される。ブルジョワ以来の「労働し、社会の進歩に貢献する 義務を負う個人」に基づく「連帯」概念(古典的連帯)から脱し、「社会的 負債」概念の現代化、つまり「最も弱い市民に対する共同体の『負債』」と いうロジックを採用し、さらにこの実現のため、弛緩した社会的紐帯の中心 に国家が介入することを可能とする、「新たな連帯」が RMI 制度のもとで 実現したのであった。1970年代以降、憲法院によって法律をコントロールす る規範としての価値を承認された「連帯」概念は、1946年憲法前で保障され ている生存への権利を具現化するための、新たな方向付けをしていく。

「新たな連帯」により、RMI制度を通じて具体的には以下の2点が実現可能となったと考えられる。第一に、憲法上保障される「droits-créances」の再定位である。19世紀から20世紀の世紀転換期におけるブルジョワの「連帯主義」は、「時代の要請に対応して『社会の負債』概念を媒介に《droits-créances》を再定義し、実定化する」ことを試みたものであり、そこでは個人に優越した社会を想定し、「労働する個人」の「連帯」を提示することで、本格的な産業社会におけるリスクを分配し、これを回避する政策実行の正統化に成功した。これに対し20世紀末に提示された「新たな連帯」は、賃金労働者間の内部のみで機能するのではなく、「droits-créances」を実質的に制限していた「就労」という条件を切り離すものであり、1946年憲法前文第11項の「相当な生存手段」を共同体から獲得する権利の請求可能性は、市民全体にまで及ぶ、フランス全国民規模で機能するものとなった。第二に、社会保護領域における共同体と貧困者との紐帯の再構成である。RMI法制定時の国会での争点が生活困窮者に対する金銭的保障に対して、主に求職活動を念頭に置いた「社会的義務」を課すことの当否であったことは既に述べ

た通りである。とりわけ「職業的参入」を RMI 給付の条件にすべきと主張 した者たちが危険視したのは、生活困窮者たちが「扶助のなかに閉じこも る(ancrage dans l'assistance)」というリスクであり、RMI 受給者が就労 することなく RMI 手当で生活を送るようになるという意味で、RMI 制度 の最低所得保障が「社会的排除の賃金 (salaire de l'exclusion sociale)」、 つまり排除や貧困に陥った者を扶助の状況に閉じ込める危険性を表象する収 入になり得るのではないかということであった。このような扶助をめぐる普 遍的な問題提起に対し、RMI 制度はそれを乗り越える共同体と貧困者との 間の新たな権利・義務関係を構築したものと考えられる。そしてそのための 「装置」が「参入」という施策であったといえる。RMI 制度は保護の名宛人 として貧困者を定位し、金銭的援助によって貧困問題にアプローチしていた 従来の制度設計とは異なり、生活困窮者の「参入」を権利として位置付け、 共同体と彼(彼女)らの積極的な行動を要請している。共同体は「社会的排 除」の状態に陥っている者が、再び社会に適応し、そこで自身にとって望ま しい生き方を選択することのできる機会や手段を提示する義務を新たに負 い、他方で、個人はその過程において、社会的権利・義務の対応を引き受け る契約主体として、積極的に参与する権利が保障される。そして同時に、こ の参与に全力を尽くす義務を負うのである。RMI 制度における「新たな連 帯」は、「参入」という措置を創出することで伝統的な扶助の考え方から脱 することを可能にし、これにより新たな社会的紐帯の実践が方向づけられる こととなった。

こうして社会保護の基本原理であり、そして憲法院にその規範的価値を承認され公法の領域に根を下ろし始めていた「連帯」概念に立ち返ることで、RMI制度は「1946年憲法前文の法的発現」としての評価を獲得した。そして「国民的連帯の最も推し進められた形態を構成するもの」として現代の深刻な諸問題に対する処方箋として大きな役割を演じ、フランス社会の社会的 紐帯を再構成したのであった。

## 結

本稿はフランス「連帯」概念を、フランス社会保護政策のなかでも今まで とはまったくタイプの異なる RMI 制度の考察を通じて分析した。RMI 制 度を要請した社会問題の「新しさ」とは、従来就労や家族形態等によって自 らの価値観を形成してきた者たちの社会的基盤の喪失の結果、そして同時に その過程を問題として認識する点にあった。「栄光の30年」の間に隠されて いた1980年代以降の貧困は、経済的貧困にとどまらない、社会の紐帯の崩壊 という根本的な問題を惹起するものであった。こうして、いかにしてフラン ス社会が再び結合し、その紐帯を維持していくかという視点から貧困や失業 問題への対処法が模索されたのである。このような文脈的背景のもと導入 された RMI 制度は、その法文上に1946年憲法前文第11項の条文を援用する ことで、生存への権利の請求可能性の実現を立法者に命じた。これは RMI 制度が従前の就労を条件とする社会保護の論理を乗り越えるために、その 法的根拠を憲法上に求めたことの現われであると解せる。しかし、「droitscréances」たる生存への権利が、RMI 法を通じて公的機関に対してその実施 が命じられたとしても、RMI 制度が目指している社会像に沿った実際的な 権利の実現方法、つまり共同体と個人との権利義務関係の在り方、国家の介 入の範囲と限界の画定については権利それ自体は何も語らない。そこで、 RMI 制度の考案者は、第三共和制期より受け継がれてきた「連帯」とは異 なった「新たな連帯」ともいうべき原理を梃子とし、憲法上の生存への権利 の実現方法を示したといえるのではないだろうか。「新たな連帯」により憲 法上の権利保障が全てのフランス人にまで及び、さらには社会的基盤を奪取 された個人に対して再び社会に参与する権利を保障することが正当化された ことが明らかになった。こうして「新たな連帯」は従来とは異なった個人と 社会のつながり方を照らし出すことで、社会的紐帯の解体という根源的な問 題への抵抗を試みたのであった。

しかしながら、RMI 制度は確かにいくつかの点で革新的ではあったが、 結論からいえばフランスが貧困問題から脱することはなかった。RMI 受給 者は年々その数を増し、次第に同制度への非難の声が挙がっていく。とりわ け失業貧困者の雇用復帰が実現されていない点、つまり「職業的参入」の締 結率の低さに批判は集中した。このような非難を受けて2008年12月、実施か らちょうど20年目に RMI 制度は廃止され、同年に積極的連帯所得(Revenu de solidalité active:RSA)制度(以下、RSA 制度と表記する)が登壇す る。RSA 制度は、RMI 制度が受給者の「参入」が手当の条件になることを 防ぐためにその内実をあえて曖昧なままにした「参入」において、「職業的 参入」を法的義務として課した点が大きな特徴である。RSA 制度は RMI 制度と同様、やはり「連帯」に依拠して創設・実践され、RMI 制度の受給 者を雇用市場へと送り出すインセンティブを強化することで RMI 制度の 「限界」を克服しようとした。このような生活困窮者に対してより就労を奨 励する RSA 制度は、果たして真に RMI 制度の「問題」の一解答となり得 るのだろうか。批判の対象となった制度の「限界」の内実を見誤れば、その 「限界」に対して提示された新たな「修繕策」は、その内容においても方針 においても、根本的な改善や解決をもたらすことはありえず、むしろ状況を 複雑化、悪化させる危険すら伴うだろう。

貧困や社会問題を語る際に用いられる様々な概念は時に明確な定義は存在しておらず、曖昧な概念だからこそ、ある状況の根源的問題を覆い隠し、社会全体を思考停止に陥らせる危険性をも有している。曖昧な概念で語られる貧困問題に対してはより慎重になるべきであり、原理的なアプローチを模索する必要がある。フランス社会保護における原理的指針、「連帯」をめぐる議論は、激変する社会にあって常に修正を迫られる社会政策にとって極めて重要な視座を提示すると考えられる。裁判規範としても耐えうる法学的指針としての役割を果たすこと以上に、実際の制度化の場面で、社会の構成員間の紐帯を担保し、社会保護の在り方を示す指針ともなる「連帯」原理に立ち

返った熟考こそが求められる道筋であろう。RSA 制度が RMI 制度の「限界」に適切に応答しているのか、そこで語られる「連帯」は弛緩したフランス社会の紐帯を締め直し得るものであるのか、そうであればその内実はどのようなものであるかということの考察と、さらにそのような作業を通じて現代社会において真に求められるべき「連帯」の所在を明らかにすることを、今後の筆者の課題として残したい。

- (1)本論に入る前に、必要な範囲でフランス社会保障の制度的枠組みについて触れる。以下については、都留民子『フランスの貧困と社会保護―参入最低限所得(RMI)制度への途とその経験』(法律文化社、2000年)99頁(以下、都留『フランスの貧困と社会保護』と略記する)、および、原田康美「フランスにおける反貧困政策のアクティベーション―『参入最低限所得』(RMI)から『積極的連帯所得』(RSA)へ―」東日本国際大学福祉環境学部研究紀要第6巻第1号(2010年)88頁を参照した。
- 社会保障 (sécurité sociale)

フランスでは社会保障とは、社会保険(老齢年金、疾病保険、家族給付)を指し、そこに失業保険や扶助は含まれない。日本の社会保障にあたる諸制度の総称は社会保護(protection sociale)である。失業保険は「協約制度」に含まれ、これは労使代表の合意により定められた協定を政府が承認する制度であり、法定外制度にあたる。

## • 社会扶助 (aide social)

社会扶助制度は、19世紀末から20世紀初頭にかけてカテゴリー別に創設された旧来の公的扶助(assistance publique)を継承するものであり、いずれも労働能力を有さない困窮者を対象とし、現金給付とサービス給付を行っている。当初は高齢者社会扶助、障害者社会扶助、医療扶助、児童社会扶助などから構成されていたが、いずれも社会保障制度の給付に組み込まれた結果、社会扶助は保険施設利用料、家事援助サービス等に限定され、社会保障の残余的性格を帯びるに至った。フランスにおける社会扶助は社会保護制度において、その消滅が期待されていた。社会扶助の申請者は複雑な手続きを経た後、家族生活への様々な介入を強いられることになり、そしてそれらの者は貧困者の烙印(スティグマ)を刻印するものであるとして、否定的な感情をもって捉えられていたのである。フランス人にとって社会扶助

は、人々に「隔離と孤立感、権利からの排除」という感情を抱かせ、貧困の解決ではなく、むしろそれを永続させるものであるとされたのである。それゆえ、労働組合も貧困者援助に関わる民間団体も、社会扶助による改革よりも一般的な社会保障で生活保障を統合することを主張し、その結果社会扶助制度は一貫して労働能力を有する貧困者を対象とすることはなく、その改革によって現代的貧困問題を乗り越えるという発想には至らなかった。本稿では保険原理に基づかず税を財源とする戦後の最低所得保障を、さしあたり日本の社会保障制度体系に引き寄せて社会扶助と称することとする。しかし、フランスの制度体系に位置づけるならば、1956年創設の、就労できない特別の理由を条件に最低所得を保障する社会ミニマム(minima sociaux)とするのが適当である。本稿が対象とする RMI 制度も社会ミニマムに該当する。

- (2) Bruno Palier, Gouverner la sécurité sociale, PUF, 2002, p.283.
- (3) Serge Paugam, «Les cycles de la solidarité envers les pauvres», in: Robert Castel et Nicolas Duvoux (dir.), *L'avenir de la solidarité*, PUF, 2013, p.37.
- (4) Palier, Gouverner la sécurité sociale, p.283.
- (5) Nicolas Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, Pauvreté, précarité et politiques publiques, Seuil, 2012, p.24.
- (6) René Lenoir, Les exclus. Un Français sur dix, Le Seuil, 1974.
- (7)参照、田中拓道「社会契約の再構成―社会的排除とフランス福祉国家の再編」 社会政策学会誌16号(2005年)81頁。(以下、田中「社会契約の再構成」と略記する)
- (8) Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p.23.
- (9) 都留民子『フランスの貧困と社会保護』92頁。なお、1984年9月時点で職業紹介所(L'Agence national pour l'emploi: ANPE) に9か月間求職者として登録した「補償なき失業者」2000人に対する調査によると、500人は待機中、または一時的な支給停止の人であるが、残りの1500人では半数以上が補償の権利を有しない青年失業者、20%が過去には受給できていたが、すでにその権利を費消したものであった(参照、都留『フランスの貧困と社会保護』36頁)。
- (10) 都留民子「社会的排除—概念と施策の批判的考察—」『福祉政策論の検証と展望』(2008年) 127頁。(以下、都留「社会的排除」と略記する)
- (11) Serge Paugam, La société française et ses pauvres. L'expérience du RMI, PUF, 1993, p.65.
- (12) ポーガムによれば、「新しい貧困」という概念は80年代半ばの政治的対立にお

ける主要テーマとして表現されるものであった。とりわけ右派政党はこれを「貧 困の再来」とし、当時政権を握っていた社会党の貧困対策を批判した。また、メ ディアに関しては「新しい貧困」の喧伝を担ったのはフィガロ紙であり、同紙は 1984年3月6日に「新しい貧困」についてのテーマを大々的に取り上げ、「600万人 ものフランス人が貧困の基準値以下にある」として社会党ミッテラン(François Mitterrand) 大統領を非難する記事を掲載した (Paugam, La société française et ses pauvres, pp. 65-66).

- (13) 参照、都留『フランスの貧困と社会保護』31頁、145-147頁。
- (14) 都留「社会的排除」128頁。なお、1970年代のルノワールの著書はメディアや公 的な議論において注目を集めたとはいえ、これを契機に「社会的排除」という言葉 が1970年代後半に人口に膾炙したわけではなく、この言葉はこの時期以降一時的に 公共の議論から姿を消していた (Paugam, «Les cycles de la solidarité envers les pauvres», pp. 11-12)<sub>o</sub>
- (15) 田中「社会契約の再構成」82頁。
- (16) Paugam, La société française et ses pauvres, pp.56-59.
- (17) Ibid., p.63.
- (18) *Ibid.*, pp.61-64.
- (19) *Ibid.*, p.51.
- (20) Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p.25.
- (21) Nicolas Duvoux, L'autonomie des assistés: Sociologie des politiques d'insertion, Presses Universitaires de France, 2009, p.6.
- (22) Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p.24.
- (23) Palier, Gouverner la sécurité sociale, p.285.
- (24) 田中拓道「『連帯』の変容―20世紀フランス福祉国家史試論 | 『年報政治学2006 -- I 平等と政治』(木鐸社、2006年) 234頁。(以下、田中「『連帯』の変容」と略記 する)
- (25) Maryse Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, Presses universitaires de Bordeaux, 1996, pp.442-443.
- (26) Carlos Miguel Herrera, Les droits sociaux, PUF, 2009, p.25.
- (27) Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p.361; Michel Borgetto et Robert Lafore, Droit de l'aide et de l'action sociales, 7º éd, Montchrestien, 2009, p.32.

- (28) 加藤智章「フランス社会保障制度を考える視点」海外社会保障研究161号 (2007年) 5頁。
- (29) Borgetto, La notion de fraternité en droit public français. Le passé, le present et l'avenir de la solidarité, L.G.D.J., p.509.
- (30) Ibid., p.510.
- (31) ブルジョワは弁護士や県知事としての勤務を経た後、1888年に下院議員に選出され、その後公教育大臣として社会教育等の制度改革に尽力した。さらに1895年にはブルジョワ内閣の組閣に成功したが、上院との軋轢によって短命に終わる。1901年には同年に結党され、第三共和制期に中核政党としての地位を占める急進社会党の党首となる。また第一次世界大戦後は国際連盟の活動に携わり、ノーベル平和賞を受賞する等、生涯を通じて多方面で卓越した活動を展開した(重田園江『連帯の哲学 I 一フランス社会連帯主義』(2010年、勁草書房)43-44頁(以下、重田『連帯の哲学』と略記する)、Marie-Claude Blais, La solidarité, Histoire d'une idée, Gallimard, 2007, pp.21-26)
- (32) Bourgeois, Solidarité, p. 20.
- (33) *Ibid.*, p. 38.
- (34) 田中拓道『貧困と共和国―社会連帯の誕生』(人文書院、2006年) 209頁。(以下、田中『貧困と共和国』と略記する)
- (35) Bourgeois, Solidarité, p.169.
- (36) Ibid., p.176.
- (37) *Ibid.*, pp.31-32.
- (38) *Ibid.*, p.46.
- (39) Marie-Claude Blais, La solidarité, Histoire d'une idée, p.41.
- (40) 以上につき、Bourgeois, Solidarité, p.87.
- (41) 民法典1371条は「準契約とは、人の純粋に意図的な所為であって、第三者に対するなんらかの義務および時としては当事者双方の相互の義務を生ずるものを言う」と定義づけており、これに続く条文において準契約に該当するものとして「事務管理(gestion d'affaires)」と「非債弁済(paiement de l'indu)」の二種類を挙げている(参照、山田俊夫『フランス債権法』(東京大学出版会、1986年)169頁)。
- (42) 参照、田中『貧困と共和国』209頁。
- (43) 重田『連帯の哲学』51頁。
- (44) Bourgeois, Solidarité, p.61.

- (45) Ibidem.
- (46) Ibidem.
- (47) Ibid., p.63.
- (48) *Ibid.*, p.89.
- (49) 廣田明「社会的連帯と自由—フランスにおける福祉国家原理の成立」『自由と公共性—介入的自由とその思想的起点』(日本経済評論社、2009年)53頁。(以下、廣田「社会的連帯と自由」と略記する)
- (50) 重田『連帯の哲学』52頁。
- (51) Marie-Claude Blais, «Solidarité: une idée politique? », in: IFR, actes de colloques n° 6, Solidarité(s), perspectives juridiques, sous la direction de Mayvonne Hecquard-Théron, Press de l'université des sciences sociales de Toulouse. 2009, p.42.
- (52) *Ibid.*, p. 41.
- (53) 参照、重田『連帯の哲学』52頁。
- (54) 正確には、1898年4月9日「労働者がその労働において被害者となる災害の責任に関する法律(Loi du 9 avril 1898 concernant les responsabilités des accidents dont les ouvriers sont victims dans leur travail.)」。なお、訳語は加藤智章「フランス社会保障制度の構造とその特徴―ラロックプランの成立まで―」北大法学論集35巻3・4合併号(1984年)138頁の訳に従う。
- (55)「職業的リスク」につき、参照、岩村正彦『労災補償と損害賠償 イギリス法・フランス法との比較的考察』(東京大学出版、1984年)、201-211頁。
- (56) François Ewald, L'État providence, Grasset, 1986, p.285.
- (57) *Ibid.*, pp.285–286.
- (58) 1893年7月15日「貧困者のための無償医療扶助に関する法律、1904年6月30日の「児童の扶助に関する法律」、そして1905年7月14日の「高齢者、障害者、及び不治者の扶助に関する法律」。これらの法律の内容については、参照、Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p.451; Borgetto et Lafore, Droit de l'aide et de l'action sociales, 7 éd, pp.21-22.
- (59) Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p.453.
- (60) Loi relative à l'assistance obligatoire aux vieillards aux infirmés et aux incurables privés de ressources.
- (61) Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, pp.439-440.

- (62) また、当時の法学者のなかでも国家介入に先立つ個人の社会扶助への権利性に対しては否定的な見方が存在していた。ボルジェットによれば、例えばバルテルミイ(Joseph-Barthélemy)は「1983年、1905年の法律を採択した多数派は、社会の負債と貧困者の債権(créance)が存在するとは考えていない」とし、「droits-créances」の正統性を認めず、行政に対抗し得る個人の真の権利を承認することを拒否したとされる(Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, pp.453-454)。
- (63) Pierre Leclerc, La sécurité sociale, son histoire à travers les textes, tome II-1870-1945, Association pour l'étude de l'histoire de la sécurité sociale, 1996, p.118.
- (64) *Ibid.*, p.119.
- (65) Michel Borgetto, «Solidarité», in Denis Alland et Stéphane Rials (dir.), Dictionnaire de la culture juridique, Quadrige / Lamy-PUF, 2003, p.1428.
- (66) 田中「社会契約の再構成 | 79頁。
- (67) 第12項は「国は、全国的災禍 (calamités nationals) から生ずる負担を前にしての全フランス人の連帯と平等を宣言する」と定めている。
- (68) Borgetto, «Solidarité», p.1428.
- (69) Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p.523.
- (70) 戦後「連帯」概念の規範的原理につき、なお参照、伊奈川秀和『フランス社会保障法の権利構造』(信山社、2010年) 137-145頁。(以下、伊奈川『フランス社会保障法の権利構造』と略記する)
- (71) Badel, Le droit social à l'épreuve du revenue minimum d'insertion, p. 362.
- (72) Décision no74-53 DC du 15 janvier 1975.
- (73) Nathalie Jacquinot, «La constitutionnalisation de la solidarité», in: IFR, actes de colloques n° 6, Solidalité, perspectives juridiques, sous la direction de Maryvonne Hecquard-Théron, Presses de l'université des sciences sociales de Toulouse, 2009, p.105.
- (74) Décision n° 86-225 DC du 23 janvier 1987.
- (75) Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p.526.
- (76) *Ibid.*, pp.524–529.
- (77) Décision n°87-237 DC du 30 décembre 1987.
- (78) Jacquinot, «La constitutionnalisation de la solidarité», pp.105-106.
- (79) Décision n°86-207 DC du 25 et 26 juin 1986.

- (80) Décision n°96-387 DC du 21 janvier 1997.
- (81) Jacquinot, «La constitutionnalisation de la solidarité», pp.109-110.
- (82) Décision n°97-393 DC du 18 décembre 1997.
- (83) この判決の評釈として、フランス憲法判例研究会(編集代表 辻村みよ子)『フランスの憲法判例』(信山社、2002年) 238-243頁〔藤野美都子〕がある。
- (84) Jacquinot, «La constitutionnalisation de la solidarité», p.110.
- (85) なお、さらに1998年12月29日の判決 (Décision n°98-405 DC du 29 décembre 1998) においても、憲法院は「国民的連帯の憲法的要請」という表現を全く同じように用いている (cons.12)。
- (86) Décision n°2007-553 DC du 3 mars 2007.
- (87) Jacquinot, «La constitutionnalisation de la solidarité», p.110.
- (88) *Ibidem.*.
- (89) Loi n° 88-1088 du 1 décembre 1988 relative au revenu minimum d'insertion.
- (90) RMI 法条文の訳語につき、平山卓「社会復帰最低所得法」『外国の立法』168号 (1990年) 272-281頁を参照。
- (91) RMI 手当の給付要件はフランスに居住する25歳以上(但し妊娠中、または子どもを扶養している場合はこの限りではない)の個人で、かつ当人を含む世帯収入が定められた最低限所得基準額以下の者とされる。なお、最低限所得基準額は単身者の場合、税・社会保険拠出後の法定最低賃金(le salaire minimum interprofessionnel de croissance: SMIC)のほぼ50%とされる。RMI 手当は社会ミニマムのなかで最も低額に設定されているが、この手当額の低さは、就労者と不就労者の生活水準の差を維持するためだとされる。参照、小澤裕香「フランスにおけるワークフェア―1990年代末以降のRMI 制度改革」経済理論学会編 『季刊 経済理論』第46巻第2号(2009年)71頁。
- (92) 参照、都留『フランスの貧困と社会保護』99頁。
- (93) Paugam, La société française et ses pauvres, p.86.
- (94) *Ibid.*, p. 85.
- (95) Michel Laroque, «Le revenue minimum d'insertion, droit révolutionnaire et prestation social d'un nouveau type» in *Droit Social*, n° 7/8, 1989, p.597.
- (96) Avis et rapport du conseil économique et social, Grande pauvreté et précarité économique et social, Journal officiel du 28 février 1987. フランス 政府の経済・社会問題の諮問機関である経済社会評議会 (Conseil économique

- (97) Avis, p.11、都留『フランスの貧困と社会保護』147-148頁。
- (98) Avis, p.12.

年) 214-223頁。

- (99) Rapport, pp.62-63.
- (100) *Ibidem*.
- (101)「droits-créances」を直訳すれば「債権としての権利」となる。1946年憲法前文においては「承認された権利の基礎は性質を変えて」おり、「権利は、法律によって確立された単なる行為する権能として立ち現れるのではなく、国民共同体(communauté nationale)に対する個人の真の債権(créances)としてである」。 辻村みよ子=糠塚康江『フランス憲法入門』(三省堂、2012年)164-165頁参照。本稿では、原文のまま表記するものとする。
- (102) François Rangeon, « Droits-libertés et droits-créances: Les contradictions du Préambule de la Constitution de 1946», in: Centre Universitaire de Recherches Administratives et Politiques de Picardie (C.U.R.A.P.P), Le Préambule de la Constitution de 1946, PUF, 1996, p.169.
- (103) 糠塚康江「《droits-créances》の可能性—フランス福祉国家の憲法的基礎」高橋和之先生古稀記念『現代立憲主義の諸相(下)』(有斐閣、2013年)528頁(以下、糠塚「《droits-créances》の可能性」と略記する)、Claire Magord、《Les conditions de ressources, critères d'accès aux prestations d'aide sociale», Préface de Dominique Rousseau, Conclusion de Michel Borgetto, Les droits sociaux, entre droits de l'Homme et politiques sociales- Quels titulaires pour quels droits?, L.G.D.J, 2012, p.98.
- (104) これに対し、「droits-créances」という着想そのものの起源は厳密には「droits-libertés」と同様に革命期にまで遡り、具体的には1793年憲法人権宣言第21条が謳う

- 公的扶助の「神聖な負債」観念であるとされている(糠塚「《droits-créances》の可能性」528頁、Laurence Gay, Les 《droits-créances》 constitutionnels, Bruylant, 2007, p.41参照)。
- (105) Rangeon, « Droits-libertés et droits-créances», p.168.
- (106) Magord, «Les conditions de ressources, critères d'accès aux prestations d'aide sociale», p.109.
- (107) Rangeon, « Droits-libertés et droits-créances», p.170.
- (108) 参照、樋口陽一『比較憲法(全訂第三版)』(青林書院、1992年) 219頁。(以下、樋口『比較憲法』と略記する)
- (109) Rangeon, « Droits-libertés et droits-créances» p.170.
- (110) *Ibidem*.
- (111) Ibid., p. 172.
- (112) Gay, Les «droits-créances» constitutionnels, p.112.
- (113) 参照、中村睦男『社会権法理の形成』(有斐閣、1973年) 286頁。
- (114) Magord, «Les conditions de ressources, critères d'accès aux prestations d'aide sociale», p.97.
- (115) Rangeon, « Droits-libertés et droits-créances», p.169.
- (116) 糠塚「《droits-créances》の可能性 | 542頁。
- (117) 樋口『比較憲法』213頁(強調原文)。
- (118) 1958年憲法は、大統領を頂点に戴く行政府の強化を主要な関心事とし、その反面として憲法で規定された権限の範囲内に議会の役割を限定する機能を、新設の憲法院に託したのであった(樋口陽一『国法学[補訂]』(有斐閣、2007年) 217-218 頁)。
- (119) Décision n°71-44 DC du 16 juilet 1971.
- (120) Magord, «Les conditions de ressources, critères d'accès aux prestations d'aide sociale», p.108.
- (121) 樋口『比較憲法』270頁。
- (122) Magord, «Les conditions de ressources, critères d'accès aux prestations d'aide sociale», p.108.
- (123) Gay, Les (droits-créances) constitutionnels, p.132.
- (124) Borgetto, «Solidarité», p.1429.
- (125) Robert Lafore, «La pauvreté saisie par le droit», in: Robert Castel et J.-F.

- Lae (eds.), Le revenu minimum d'insertion une dette sociale, L' Harmattan, 1992, p.71.
- (126) *Ibidem*.
- (127) Laroque, «Le revenue minimum d'insertion, droit révolutionnaire et prestation social d'un nouveau type» p.597.
- (128) Borgetto et Lafore, Droit de l'aide et de l'action sociales, 7<sup>e</sup> éd,, pp. 32-33.
- (129) Paugam, La société française et ses pauvres, pp.92-93.
- (130) Robert Lafore, «Les trois défis du R.M.I. » A.J.D.A, 1989, p.571
- (131) Lafore, «La pauvreté saisie par le droit», pp.71-72.
- (132) Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p.572.
- (133) Paugam, «Les cycles de la solidarité envers les pauvres», p.37.
- (134) 参入契約は締結後、地域参入委員会が審査、承認する(参照、川口美貴「フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入」静岡大学法政研究2巻1号 (1997年) 100-101頁)。
- (135) カステル (Robert Castel) によれば、第四共和制憲法前文第11項の「相当な 生存手段を共同体から取得する権利」は、単なる扶助を受ける権利ではなく、参入 支援を受ける権利とみなすことができる (参照、ロベール・カステル (前川真行 訳)『社会問題の変容 - 賃金労働の年代記』(ナカニシヤ出版、2012年) 486頁)。
- (136) Rapport, p. 96.
- (137) Paugam, La société française et ses pauvres, p. 107.
- (138) この点、ポーガムは1988年の10、11月のRMI 法をめぐる国会の議論と、1780年の「貧民対策委員会」での「代償なしの扶助の権利」をめぐる議論との類似性を指摘している(参照、Paugam, La société française et ses pauvres, pp.85-93)。
- (139) Paugam, La société française et ses pauvres, p.107.
- (140) *Ibid.*, p. 108.
- (141) *Journal officiel*, Assemblée nationale, Compte rendu intégral 1<sup>er</sup> séance du 4 octobre 1988, pp.633-634.
- (142) *Ibid.*, p.461.
- (143) Ibid., p.636.
- (144) Duvoux, L'autonomie des assistés, p.5.
- (145) Paugam, La société française et ses pauvres, p.110.
- (146) Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p.26; Paugam, La société française

et ses pauvres, p.109.

- (147) Paugam, La société française et ses pauvres, p.110.
- (148) Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, pp.31-32.
- (149) 都留『フランスの貧困と社会保護』165頁参照。
- (150) Paugam, La société française et ses pauvres, pp.118-120.
- (151) 第一の点については、Paugam, La société française et ses pauvres, p.119に よる。
- (152) 第二の点については、都留『フランスの貧困と社会保護』164頁による。
- (153) Paugam, La société française et ses pauvres, pp.119-120.
- (154) Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p.546.
- (155) Paugam, La société française et ses pauvres, p.109.
- (156) Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p.546.
- (157) Paugam, La société française et ses pauvres, p.110.
- (158) *Ibidem*.
- (159) この点に関しなお参照、*Ibid.*, p.110.
- (160) Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p.444.
- (161) Ibid., p.445.
- (162) Paugam, La société française et ses pauvres, pp.110-111.
- (163) Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p.556. な お、1993年 3 月27日の参入施策についての通達では、職業的参入は法の目的ではないとさえ通知された(参照、都留『フランスの貧困と社会保護』166頁)。
- (164) Laroque, «Le revenue minimum d'insertion, droit révolutionnaire et prestation sociale d'un nouveau type», p.597.
- (165) Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p.27.
- (166) Emmanuelle Borle, « Le revenu minimum d'insertion entre "assistance" et "nouvelles solidarités"», in: Jacques Chevallier (eds.), La Solidarité, un sentiment républicain?, 1992, PUF, p.142.
- (167) Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p.431.
- (168) Borgetto et Lafore, Droit de l'aide et de l'action sociales, 7<sup>e</sup> éd, p.20.
- (169) 1793年6月24日憲法人権宣言第21条は「公的扶助は神聖な負債である。社会は不幸な市民に労働を提供するか労働不能者については生計の手段を確保するかによって、不幸な市民の生存を保障しなければならない」と規定し、ここに貧困者に対

- する扶助が公権力の「神聖で不可侵な負債 (une dette inviolable sacrée)」である という観念が登場した。また、この規定では債務を負うのは「社会」である。(参 照、廣田「社会的連帯と自由」72頁)。
- (170) Jacques Eloy, «Relire Léon Bourgeois», Léon Bourgeois, Solidarité, (éd. précédente 1912, A. Colin), Presses universitaires du Septentrion, 1998, p.10.
- (171) Eloy, «Relire Léon Bourgeois», p.9.
- (172) Bourgeois, Solidarité, p.101.
- (173) 田中拓道「フランス福祉国家論の思想的考察―『連帯』のアクチュアリティ」 社会思想史研究 No. 28(2004年)63頁。
- (174) 田中『貧困と共和国』212頁。
- (175) 田中「『連帯』の変容」229頁。
- (176) 田中拓道「社会的包摂と自由の系譜 | 小野塚知二編『自由と公共性 介入的自 由とその思想的起点』(日本経済評論社、2009年)143頁。(以下、田中「社会的包 摂と自由の系譜」と略記する)
- (177) 田中「社会的包摂と自由の系譜」143頁。
- (178) 田中「社会的包摂と自由の系譜 | 146頁。
- (179) Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p. 362.
- (180) 参照、伊奈川『フランス社会保障法の権利構造』130頁。
- (181) Duvoux, Le nouvel âge de la solidarité, p.22.
- (182) Borle, « Le revenu minimum d'insertion entre "assistance" et "nouvelles solidarités"», p.145.
- (183) 以上につき、Journal officiel, Assemblée nationale, Compte rendu intégral 1<sup>er</sup> séance du 4 octobre 1988, pp.633-634.
- (184) Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p. 440.
- (185) Duvoux, L'autonomie des assistés, p. 6.
- (186) Borle, « Le revenu minimum d'insertion entre "assistance" et "nouvelles solidarités"», p.138.
- (187) 糠塚「《droits-créances》の可能性 | 551頁。
- (188) Borle, « Le revenu minimum d'insertion entre "assistance" et "nouvelles solidarités"», p.139.
- (189) *Ibidem*.
- (190) Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, p.573.

## 294 早稲田法学会誌第66巻1号 (2015)

- (191) Badel, Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion, p.434.
- (192) Paugam, La société française et ses pauvres, p.86.
- (193) RSA 制度の受給要件、給付額の算定方法や詳細な手続き等につき、服部有希「フランスにおける最低所得保障制度改革―活動的連帯所得手当 RSA の概要―」 外国の立法253号(2012年)38-44頁を参照。